

ひーりんぐ

次代を見据え、手技療法ビジネスを応援する“新型”専門情報誌

マガジン

Healing Magazine

VOL.62

2019.1.25 発行
季刊：Winter
第17巻第1号 通巻第62号
<http://www.e-shugi.jp>



2019年を読む

さまざまな角度から2019年は
どんな年になるのか読み解く。



厚生労働大臣 年頭所感

厚生労働大臣 根本 匠



Vol.11

距骨下関節

荻窪腰痛リハビリスタジオ 水谷 哲也

編集部・緊急取材

次代への**可能性**を探る

ひとり院経営の 救世主となるか!?

みんなの森® 整骨院グループが目指すこと

新 ● 接骨院経営術

〈外傷治療〉を土台に据えた接骨院
その強さの**秘訣**に迫る!



連載「鍼灸」は「効果」があるのか? (第6回)
灸療法 関 忠雄

好評!学べる〈連載〉

- 朝倉 千恵子「人材を人財に変える教育術」
- 岩崎 由純「読む癒し」
- 療養 太郎「続・療養費の請求と支給」
- 上田 曾太郎「初歩の会計教室」
- 花谷 博幸「勝ち組治療院のツボ」
- 佐藤 吉隆「訪問マッサージの現状」

やさしい **水** の冷温マットレス
Cool & Warm Healthy Mattress



1年を通した快適な睡眠が健康をサポートします。

疲れたからだを癒したい方や、お肌の弱い方に最適な眠りを提供します。



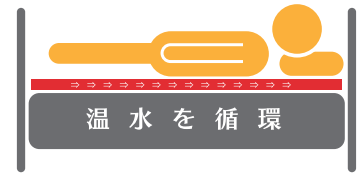
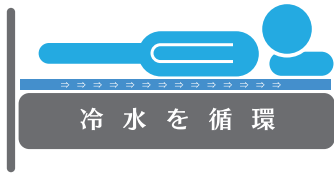
夏は冷水、冬は温水をマットに循環



- 冷水効果でからだをやさしく冷やす。
- 夏場の就寝時のエアコンが苦手な方も涼しく快適に。



- 温水効果でからだの芯から温まる。
- 放射式暖房だから低温やけどの心配が少なく安心。



※マット内を循環する水温は、ご使用環境、気温などにより異なる場合があります。
※機器の温度設定は、18~60°Cの範囲で設定できます。

Cool & Warm Healthy Mattressは、こんな方にお勧めします。

電磁波の影響がないから妊婦さんにも安心。

疲れたからだを癒したい方。ストレス過多の方。

就寝時エアコンが苦手な方。

電気毛布でからだの乾燥が気になる方。

ペースメーカーを装着されている方も安心・安全。

お肌の弱い方。

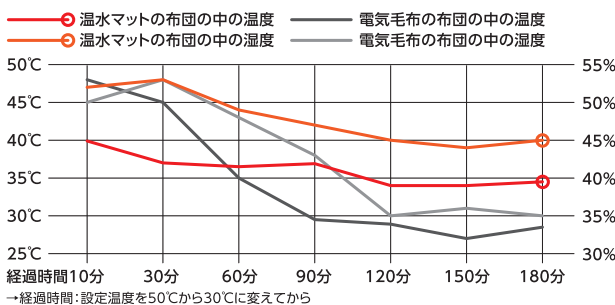
小さなお子さまから、ご年配の方までご利用いただける【安心】【安全】【省エネ】設計。

安心

電気毛布と異なり電磁波の心配がなくからだの乾燥も少なく安心です!

電気毛布は空気を乾燥させ、からだと密着していることで寝ている間に水分は奪われます。温水マットは空気を乾燥させないため、肌の乾燥もしにくいことが実証されています。

■布団内の温度・湿度の変化(オンドル温水マットと電気毛布の比較) ※メーカー実験データ



安全

6つの安全装置が機器の状況を監視しています。

- 1 設定温度を管理する温度制御センサー
- 2 水平安全電源遮断スイッチ
- 3 過熱防止バイメタル
- 4 水位感知センサー
- 5 過電流から機器を保護する安全ヒューズ
- 6 誤作動時に電源を遮断する誤作動防止機能

省エネ

電気代は従来品の約1/3以下! ※メーカー比較
お財布にとってやさしくなりました。

	Cool & Warm Healthy Mattress	従来品
温水時	約3.5円 / 1時間	約12~15円 / 1時間
冷水時	約2.1円 / 1時間	非対応
消費電力	140W (冷水) / 250W (温水)	500W

※設定温度は冷水時19°C、温水時50°Cでの計算値です。
※電気料金は新料金目安単価27円 / kWhで計算。

- ・マットは、通気性の良い表面メッシュの柔らか素材。汚れてもご自宅丸洗い洗濯ができます。
- ・選べるベッドサイズ シングルベッド用 [200cm×75cm]、ダブルベッド用 [200cm×150cm]
- ※ご使用時は敷布を1枚掛けてご使用いただくことを推奨しております。
- ・安心の1年保証付き。お取扱いに困った時のサポート窓口 (国内) もございます。

ひーりんぐマガジン
会員限定
特別価格
でお求めになれます!

一般価格 シングルサイズ 49,800円(税込) / ダブルサイズ 54,800円(税込)
NPO法人日本手技療法協会・ひーりんぐマガジンでは会員限定特別価格で
ご提供しております。詳しくは下記までご連絡ください。
電話: 03-5296-9055 E-mail: info@e-shugi.jp

患者様・お客様にも
ぜひお勧めください。

Art director
北村 力 (PLANFORT)

Account director
小林 雅裕

表紙／本文デザイン
北村 力 (PLANFORT)
神山 直矢 (株式会社セイヨー)
松本 舞 (株式会社セイヨー)

Printed in japan

印刷／製本
株式会社セイヨー

「ひーりんぐマガジン」は、『治療院・手技療法家に新しい光を送り届ける“新型”専門情報誌』として、2003年10月の創刊以来、全国の整骨院・鍼灸院・マッサージ院・整体院・リラクゼーション系サロンに向け、業界ビジネスに特化した新鮮な情報をお届けしてまいりました。すべての手技療法家を応援する姿勢はこれからも決して変わることはありません。



2019年を読む

4

2019年は歴史の節目を迎える年だ。天皇陛下の生前退位と皇太子殿下の即位をはじめ、盛り上がる話が多い。一方で、1月1日からあはきの受領委任制度が開始されたが制度参加の保険者数は少ない。さらに10月には消費税の10%導入が行われる。さまざまな角度から2019年はどんな年になるのか読み解く。

連載・朝倉 千恵子「人材を人財に変える教育術」(第28回)

7

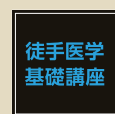
連載・岩崎 由純の「読む癒し」(第33回)「大人の学び塾」

8

厚生労働大臣 年頭所感

10

厚生労働大臣 根本 匠



Vol.11

距骨下関節

荻窪腰痛リハビリスタジオ 水谷 哲也・アシスタント 岩間 絢子 桑島 悠輔

14

INDUSTRY NEWS 続報・「専門職大学」

17

編集部・緊急取材

次代への**可能性**を探る

ひとり院経営の救世主となるか!?

18



みんなの森® 整骨院グループが目指すこと

株式会社吉田企画 代表 吉田 崇氏に聞く

連載・療養 太郎「続・療養費の請求と支給」(第40回)

20

連載・上田 曾太郎の「初歩の会計教室」(第59回)

24

新 ● 接骨院経営術

〈外傷治療〉を土台に据えた接骨院 その強さの秘訣に迫る!

26



連載「鍼灸」は「効果」があるのか? (第6回)

30

灸療法 関 忠雄

連載・花谷 博幸「勝ち組治療院のツボ」(VOL.57)

33

連載・佐藤 吉隆「訪問マッサージの現状」(第39回)

34

マッサージ研修告知

36

求人・セミナー情報

37

バックナンバーのご紹介

41

読者アンケート&プレゼント

42



2019年を読む

2019年は歴史の節目を迎える年だ。筆頭が天皇陛下の生前退位と皇太子殿下の即位。巷では「平成最後の〇〇〇」が大流行だ。また、即位の日を祝日とすることでゴールデンウィークの10連休も決定。今年は天皇誕生日がない珍しい年にもなる。さらに東京オリンピック・パラリンピックを来年に控えてオリンピック関連も盛り上がる。

盛り上がる話が多い一方で、1月1日からあはきの受領委任制度が開始されたが制度参加の保険者数は少ない。さらに10月には消費税の10%導入が行われる。さまざまな角度から2019年はどんな年になるのか読み解く。



十干十二支から見る2019年

今年の干支(えと)は12番目の「己のしし」、漢字で書くと「亥」。「十干十二支」でいうと「己亥(つちのとい)」となる。干支の組み合わせは全部で60あるので、「己亥」は60年に一度。前回の己亥の年は、1959年、昭和34年になる。この年は前年から始まった岩戸景気の中にあって景気は良く、高度経済成長の時代といわれた。この年を代表する出来事は、今年退位される天皇陛下が皇太子時代に行われた美智子様とのご成婚だった。60年前に結婚された当時の皇太子が60年後の今年、天皇を退位される。ちなみに、この年、1964年のオリンピックが東京で開催されたことがIOCで決定された。

「己亥(つちのとい)」はどんな年になるのかネットで検索してみた。「己亥」は繁栄したものを統制する意味があり、「亥」は生命が閉じ込められている状態を表わしていることから「現在の状況

を維持し、守りの姿勢に徹した方がいい」、言葉を換えると「次のステージに向けた準備期間」といった意味合いがあるとのこと。

60年前の出来事を振り返ると

1月◆NHK教育テレビの放送が始まる

3月◆フジテレビジョン、毎日放送テレビ、九州朝日放送テレビが放送開始

4月◆「週刊文春」(文藝春秋)が創刊
◆皇太子明仁親王(今上天皇)と正田美智子様が結婚

6月◆シンガポール独立

8月◆ハワイが50番目の州となる

9月◆伊勢湾台風、明治以後最大の台風被害をもたらす

12月◆個人タクシーが許可される

こうして見てみると、何かがスタートしたという出来事が目立つ。

行事・実施予定から見る2019年

天皇陛下の退位は4月30日。皇太子殿下が天皇に即位される日が5月1日、この日から新元号が始まる。政府は新元号の名称を即位前に有識者会議などで内定し、4月1日に公表する。5月1日と即位した天皇が国の内外に即位

を宣明する「即位礼正殿の儀(即位の礼)」が行われる10月22日を、今年1回限りの祝日とする法案が国会で可決、成立した。5月1日が祝日になるため、ゴールデンウィークが最大10連休となる。4月30日と5月2日は祝日ではな

※この表は2019年1月5日現在公表されている予定。変更、中止される可能性がある。

日程	予定
1月6日	昭和天皇崩御三十年式年祭
2月24日	天皇陛下在位30年の記念式典
3月	東京オリンピックの各種競技別国際・国内プレイベントが来年少月まで開催
3月16日	ムーミンがテーマの「ムーミンバレーパーク」埼玉県に開業
3月28日	JR各社がダイヤ改正 東京オリンピックのボート、カヌー（スプリント）競技会場となる「海の森水上競技場」が竣工
4月1日	新元号が公表
4月	新大学制度「専門職大学」が開学 ドコモが通信料の値下げ開始
4月30日	統一地方選挙
5月1日	天皇陛下が退位、「平成」終了
5月28・29日	皇太子殿下が天皇陛下へ即位、新元号開始
6月28・29日	主要20カ国・G20首脳会議が大阪市で開催、日本は初の議長国
7月	参議院議員選挙
8月	柔道世界選手権大会
9月20日	日本でアジア初のラグビーワールドカップ2019が開催／11月2日まで
10月	幼児教育・保育の無償化 消費税が増税10%へ 楽天が携帯電話事業へ参入
10月22日	新天皇の即位の礼
11月	東京オリンピックメインスタジアム新国立競技場が竣工 新天皇陛下の大嘗祭（だいじょうさい）実施
12月	東京オリンピックのバレーボールの会場となる「有明アリーナ（仮称）」、水泳の「オリンピックアクアティクスセンター（仮称）」が竣工

2019年の主な予定

いが、祝日法は「その前日および翌日が国民の祝日である日は休日とする」と規定している。つまり、祝日と祝日の間の日は国民の休日となるのだ。

今年12月23日が誕生日の今上天皇が4月30日に退位される。皇太子殿下の誕生日は2月23日なので、即位時には誕生日が過ぎており、48年の祝日法の施行以来、初めて「天皇誕生日がない年」となる。

その他、今年の国内の予定をまとめると次のようになる（上表）。

この他にも乳児用液体ミルクの国内での製造・販売、バスポートの基本デザインを葛飾北斎の「富嶽三十六景」に変更、ゴルフの常識を覆す抜本的な見直しをしたゴルフの実施などさまざま。また予定が目白押しだ。

業界の2019年

10月に消費税の増税が行われ、そのため療養費の改定が実施される可能性が高い。

1月1日から始まった、あはき受領委任は参加する保険者が少なく、療養費の支給方法も受領委任、代理受領、償還払いと3つが混在して、施術者の混乱が目を追って深まる可能性がある。

特に患者のほとんどが加入する後期高齢者医療広域連合は47の保険者中、17保険者しか参加がない。市町村国保も保険者総数1716中、参加保険者

＜2019年のゴールデンウィークは10連休＞

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
4/28	4/29 昭和の日	4/30 天皇陛下退位 国民の休日	5/1 皇太子殿下即位・改元	5/2 国民の休日	5/3 憲法記念日	5/4 みどりの日
5/5 こどもの日	5/6 振替休日	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11

10連休に

は1083と6割強である。都道府県で参加する市町村国保が0の所は新潟県、長野県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、香川県、佐賀県、大分県と10府県に及ぶ。昨秋の国保連合会担当者向け受領委任制度の説明会では「厳しいルールだから参加しない施術所へは償還払いで対応してほしい」と厚生労働省の担当者は強気の発言だったが予想に反して保険者の参加は低調である。

次の保険者の受領委任制度への参加

は4月1日からなので、3カ月間は受領委任での請求はこの保険者数となる。今回の参加保険者数に4月1日から上乘せがあるのか、逆に減少するのかが、あはき師にとって落ち着かない日が続く。

一方の柔道整復師は社会保障審議会の医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会が昨年4月23日からストップして、一段落している感があるが今年はそのような年になるのだろうか。柔道整復療養費検討専門委員会の仕掛け人でもある一般社団法人全国柔道整復師連合会の代表理事田中威勢夫氏に設立の経緯から話してもらった。

「国家公務員だった私が27歳の時に柔整の免許を取得し、役人を辞めて業界に入ると、魅力的に見えていた柔整に『あれはだめ』『これはだめ』という制度の弊害があることに気がつきました。ある団体に所属していた私は国会議員や厚労省、保険者には正の要望に回るのですが、しょせん1団体にすぎません。また、さまざまな団体がバラバラの内容の要望を出しても『それぞれの話はまとめて持ってきてほしい』と相手にしてくれません。業界仲間と呼びかけて業界を何とか一本化したいと、団体を辞して2011(平成23)年に全国柔道整復師連合会(全整連)を設立しました」。

全整連は、現状制度を改変し、時代が希む「柔整医療」の推進・普及を旗印に

柔道整復療養費検討専門委員会に参加し、柔整議連と国会議員、厚労省、他行政機関への働きかけなども行っている。

今年の柔整はどのようになるかとの問に対して田中氏は、「昨年4月の検討専門委員会では『負傷原因の1部位目からの記述』や『電子請求のモデル事業の実施』など、いくつか決定されていない項目が残されています。本年中には検討専門委員会が開催されると思いません。検討結果しだいでは若干変化が起きる可能性があります」。

柔整団体情報交換会や柔整連携フォーラムの開催を続けている全国柔道整復師連合会。今年の抱負を次のように述べた。

「骨折、脱臼の治療ができるという柔整師が減少傾向にあります。今年も本来の技術である骨折、脱臼等の治療をもっと多くの柔整師が取り入れるための動きをしていきます。さらにこれらの素晴らしい技術を持っている柔整師も減ってきています。業界にとっては大損失であり、治療を受ける患者にとっても残念なことです。その技術の伝承活動も業界として守っていかねばならないと思っています。さらに大事なことは内科疾患からくる痛みや、陳旧性、慢性以外の疾病に対しての施術のレベルアップだと考えます。

また目前まで来ている電子請求の対応策を講じ、適正な傷病名、適正な用語

の問題を整理しておく必要がありますので、その仕組み作りにもかかります。医療制度の見直しを含めてやることは一杯ありますが、一つずつこなしていくと思っています。全整連は個人でも加入できますので、ぜひ、柔道整復師の皆さんの応援・ご参加をお待ちしています」。

今年もあはき業界、柔整業界の動きから目を離せない。



田中威勢夫会長



第12回柔道整復師団体情報交換会の様子

2018年8月のGoogle アルゴリズムパニック。
今すぐホームページ防衛法はこれだけ。

【SSL導入】
httpからhttpsにすることが今すぐ最新SEO対策
http://pspa.jp/info_ssl/

資産形成術
治療家セラピストのための資産形成術

パーフェクトフローリング
「まだ痛い」患者をVIP顧客にするルール

「お客さんが喜ぶ」繁盛店の作り方

「わかりやすい」繁盛治療院のしくみ
214の絶対法則

「はじめての人でもわかる」治療院リライゼーション経営塾

治療院経営勉強会 (土曜日 18:00~20:00)
東京池袋 アットビジネスセンターにて 誰でも参加可能**5,000円**

前期 4/20 ± 5/18 ± 6/15 ± 後期 10/19 ± 11/16 ± 12/21 ±

治療家の悩みを全て解決!

- 経営・マーケティング
- 集客・リピート・ファン化
- モチベーション
- 家庭問題
- 顧客対応
- スタッフマネジメント

PCC治療家塾入会受付中!!

年間 **3万円** で自宅で学習できる通信教育システムです。

お問い合わせはこちらから >>> URL : <http://e-pcc.jp> もしくは PCC治療家塾 検索

人材を人財に変える教育術

第28回「いい人」



朝倉千恵子 Chieko Asakura

株式会社新規開拓 代表取締役社長
小学校教員を経て社員教育研究所に入社。
営業経験ゼロながら入社3年後には社員数230人超、
年間売上高23億円の企業で単独1億円を達成しトップ
セールス賞を受賞。
2004年に株式会社新規開拓を設立。
自らの経験を生かした研修、講演は多くの企業から支持
され、そのリピート率は9割以上で現在も講師として
全国を飛び回る。また、働く女性の応援団長として自社
にて「トップセールスレディ育成塾」を主宰し15年を
迎えた。その卒業生は2400人を超える。

2019年 新年おめでとうござ
います。本年もどうぞよろしく
お願いします。

毎年恒例ですが、新しい手帳に
今年の目標を書いてすでに走り出
しています。今年の干支は猪。「猪
突猛進」わき目も振らずに突き進
んでいこうと思います。

島耕作を知る

以前読ませていただいた『島耕作
に知る「いい人」をやめる男の成功
哲学』(弘兼憲史、講談社、2005
年)に印象に残ったフレーズがあり
メモ代わりに携帯電話に残してい
たものを見つけました。

「**極端に言えば、いさぎよくない『い
い人』よりも、いさぎよい悪人のほ
うが人間としては魅力がある**」

「**口では正義を唱えながら、反対**

**のことをする大人は掃いて捨
てる程いるではないか…」**

**「いさぎよいというのは、自分を自
分がしっかり見ているという感覚
だ。それも甘やかさな感覚だ」**

**「野生というのは自分で歩いてい
くことだ。自分で自分を育てると
いうことだ。自分の道は自分で切
り開く。野生動物ならみなそれを
やっている。エサは自分で獲る。
失敗すれば死ぬだけだ」**

徹底したいいい人、どうでもいい人

いい人になるならとことんいい
人になるべき。中途半端はメッキ
が剥げるようにボロが出る。剥げ
ないメッキは本物。徹底したいい
人と、どうでもいい人は違つ。

本当のいい人ってどんな人？
お人好しの自己主張も何もない人

を意味するのか？ それは違う！
真価が問われるのはどんな時だろ
うか？ 人は人の何を評価してい
い人と言うのか？ 人は人の何を
見て、相手をいい人と思うのか？

私自身のこれまでの体験では、
いい人も2つに分かれる。「徹底さ
れた尊敬に値するいい人」と「中途
半端ないいい人」。中途半端ない
人はイザとなったとき逃げる。過
去に逃げる光景や人をいっばい見
てきた。そんな人は何よりも言い
訳が多い。一方、見た目は弱くて
も、最後まで戦いを放棄しない人
も見てきた。その光景も。そういう
私自身も、いっばい逃げてきた。

人ではなく物事として捉えたらや
はり腕力ではなく、意志、魂の力が
最後は勝つと思う。当然だが権力や
地位、立場が示す強さでもない。強さ
とは何をもって言つのか？ 揺るが
ない信念。意志が最後は勝つ！！

経営者として

経営者として、社員にどんな
強さをみせることができるのか？

か。強さを誇示することは必要な
いが、強さを感じさせるトップで
なければ、社員は不安で仕方ない
と思う。

イザというときに社員は見逃さ
ない、日常の何気ない発言も聴き洩
らしていない。この人はイザとい
うときにどんな行動を取るか。自分
を守ってくれるか、保身に走るか。弱い
立場の人ほど人を注意深く見てい
る。防衛本能がそうさせるのかもし
れない。

部下は上司の特質や性質をよく見
ている。イザというとき、挑むか逃げ
るか。徹底したいいい人を目指した
いもの。過去の弱い自分からの脱皮
を図りたい。

大事な人を守るためにもつともつ
と強くなりたい。

☆☆☆

皆様はいかがお考えですか？ 今
年はこれまで以上にさらに全力で走
ります！

今日は私達のこれからの人生の始
まりの日。悔いなくいましめよう！

岩崎由純の

『読む癒し』

第33回

「大人の学び塾」

2018年11月23日、足柄ふれあいの村(神奈川県南足柄市)で開催された『あしがら学び塾』に講師の一人として呼んでいただきました。3連休ということもあって、東名高速は大渋滞でしたが、金太郎伝説のある足柄山に近づくにしたがって交通量は減り、山道に入っただけはすれ違う車もなくなりました。本当にこの道で良いのだろうかと思うような、かなり坂道を登ったところに看板が見えホッとしました。

足柄ふれあいの村は、宿泊施設もある県営の野外教育施設です。自然を生かした広大な土地に、キャンプや研修などができる様々な施設が作られています。ここで開催されている『あしがら学び塾』は、別名『大人の修学旅行』といい、全国から老若男女が集って1泊2日の「お泊り」で勉強しているのだそうです。今年も、4名の講師が招聘され、講演を聴いた後に皆で意見を交換したり、ゲームを楽しんだり、宿で語り合ったりしました。

初参加の自分は様子が分からず、講演を依頼された時間より



岩崎由純

1959年山口県出身。米国シラキューズ大学、大学院に留学し、NATA認定アスレティックトレーナーの資格取得。留学時からベップトーク(チームをまとめて勝利に導く会話法のひとつ)に興味を持つ。

「NECレッドロケッツ」でトレーナーとして23年間活躍。現在は主にベップトークの普及活動を行いながら、ストレッチポールやテーピングなどの指導もしている。

少し早く到着すると、すでに1つ目の講演が始まっていました。主催者にお願いで途中から拝聴しました。

お話されていたのは作家の喜多川泰さん。喜多川さんは、著書が映画化されたり、情報番組で取り上げられたり、舞台になったりの人気ベストセラー作家です。自分が会場に入った時には、受講生の皆さんは、完全に喜多川ワールドに引き込まれ、前のめりで聴いておられました。自分がその雰囲気のみ込まれるのにほとんど時間はかかりませんでした。

席に着いた瞬間に自分の耳に飛び込んできたのは、「苦難の連続があるから、運がたまり続けていくんですよ!」という一言。「ん? それはどういうこと? もっとお話を聞かせて!」って思っていますよ。喜多川先生のお話は、世間一般で言われていることを違う切り口で言葉にしたり、目線を変えたり、意外な考え方で受け入れたり、常識を覆すような表現が力強く綴られ、どんどん聴き手の魂に響きます。

何かあるだろうなって覚悟をして生きていくことで、目の前に起きる問題に取り組むことができる。だから「なんで自分だけ」と問題発生時に悲観するのではなく、その苦難に向き合って生きていくことで運がたまるのだそうです。人知れず努力をすることで運がたまる。泣くほど苦労しながら頑張っていたら、笑える日がくる。

「しかし、それが我々にはなかなかできない。なぜなら我々は、『覚悟』を教わってこなかったからだ」とおっしゃっています。確かに学校教育の中で、「覚悟の決め方」は教わらないですね。でも、生きていく中で覚悟を決めなければならぬ局面が出てきます。大人になって、たくさんの「苦難」と遭遇し、「覚悟」を決めそれを乗り越えてきたことで、人として成長できることを「運がたまる」と表現されていたのですね。

お話を聴いている皆さんは、メモを取ったり、うなずいたりしながら、大いに共感されているようで、時には声が出たりしていました。その様子を見ている自分も、すっかり虜になってしまい、手元にあつたチラシの裏側がいつの間にか走り書きのメモでいっぱいになりました。「常識よりも鳥肌を信じる」の一言も、自分の心に残っています。世間一般で良いと言われていることよりも、自分が見聞きして鳥肌が立ったものが本物だそうです。喜多川さんが感動された言葉のご紹介もありましたが、自分の印象に残ったのは「自分自身が感動して鳥肌が立ったものを信じること」です。なんと明快なメッセージなのでしょう。自分は、その一言に鳥肌が立ちました。

「旅に出る時『何かいいことあるかな』って思いますよね。ありませんよ！」「セミナーに出て『何か楽しいことあるかな』って、ありませんよ！」の展開にも驚きます。「大事なものは、何かを期待して動くのではなく、起きることを楽しむことなんですよ！」「とおっしゃったのも衝撃でした。動けば何かが起きます。その起きることは、良い

ことかも知れないし、悪いことかも知れません。しかし最初から「起きることを楽しむ」と決めていたら、その全てを楽しむことができるのだと説かれます。起ることを全て楽しもうと覚悟を決めていたら、その全てに意味があることに気づく。それが学びなのだそうです。

講演終了後の巨大な食堂での夕食では、受講された大人の皆さんが、それぞれに今日学んだ話を振り返るように語っておられました。自分は、ペップトークの紹介をしましたが、たくさんの質問も受け、それに答えることも学びになりました。

そしてなんと、いつも最大の驚きは、参加されている皆さんのこと。中には、定年退職された先生方もいらっしゃいました。元校長先生や、現校長先生もいらっしゃると聞いてビックリ。さらに小さなお子さん連れのお母さんや、現役の中学生も参加していました。広い年齢層、全く違う職種や経歴の人々が、共に「学んで」いることです。

集うことで今、共に生きている人から学ぶ。
読むことで、過去に生きていた人から学ぶ。

人は出逢いがあるから素晴らしいという言葉がありますが、喜多川さんは本を読むことによって、過去を生きた先人からも学ぶことができ、会えない人からも学ぶことができるとおっしゃっていました。本を読むことで世界中の賢人に触れ、何かを学ぶことができる。集うことで、今同じ瞬間を生きている人と会い、何かを学び合うことができます。

「さあ、本を読もう！」帰宅後すぐに、昔、鳥肌が立つほど感動した本を再読。そして入手したばかりの喜多川先生の著書も拝読。人は本があるから素晴らしい！

大人の学び塾を通して、人は何歳になっても成長できることを感じ鳥肌が立ちました。

集うことで今、共に生きている人から学ぶ。
読むことで、過去に生きていた人から学ぶ。

喜多川泰さんの講演を受けて

喜多川泰さんのホームページ URL:<http://tegamiya.jp/> あしから学び塾のfacebookページは『あしから学び塾(Fb版)』で検索

厚生労働大臣 年頭所感



厚生労働大臣 根本 匠

「お話し」

平成三十一年の新春を迎え、心よりお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣に就任してから約三ヶ月が経過しました。この間、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期すべく努力してまいりました。引き続き、私自身が常に先頭に立ち、厚生労働省一体となって様々な課題に全力で取り組んでまいります。

「二〇四〇年を展望した社会保障・働き方改革」

本年十月の消費税率の引上げ及び社会保障の充実によって、二〇二五年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が一区切りとなります。今後は、団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代の減少が進む二〇四〇年頃を見据え、全ての世代が安心できる社会保障制度の構築に向けて取り組みます。

このため、昨年十月に、私が本部長となって、二〇四〇年を展望した社会保障・働き方改革本部を厚生労働省内に設置したところであり、今後国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、高齢者をはじめとした多様な就労・社会参加の促進、就労や社会参加の前提となる健康寿命の延伸、労働力の制約が強まる中で医療・福祉サービス改革による生産性の向上などの検討を着実に進めていきます。

まず、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるようにするため、七十歳までの雇用と就業機会の確保について、しっかりと検討を進めてまいります。

す。

あわせて、働く方々の主体的なキャリア形成や再チャレンジが可能な社会としていくため、中途採用の拡大に取り組んでまいります。

年金制度については、本年に実施する財政検証とその結果を踏まえた制度改正に向け、受給開始時期の選択肢の拡大や短時間労働者への被用者保険の適用拡大、私的年金の充実など、人生百年時代の到来や国民の多様な働き方に対応した年金制度を構築するべく検討を進めてまいります。年金事業運営については、引き続き、事務の適切な実施に努めてまいります。

「健康寿命の延伸等」

健康寿命の延伸等を目指し、予防・健康づくりを推進していくことが重要です。「健康日本21(第二次)」に基づき、健康無関心層を含めた疾病の発症予防や重症化予防に向けた取組を進めるとともに、保険者による特定健診・保健指導や糖尿病の重症化予防などの取組について、インセンティブも活用しながら進めます。さらに、認知症予防を加えた認知症施策を進めるとともに、介護予防・フレイル対策と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防が市町村において一体的に実施されるよう取組を進めます。

また、医療・福祉分野において、労働力の制約が強まる中で、専門人材が能力を最大限発揮することができるよう、人材の確保にも取り組みつつ、効率的な業務分担の見直しや効率的な配置の推進、AI・ロボット・ICT等のテクノロジーの徹底活用や組織マネジメント

改革等を進めます。

こうした国民の健康寿命の延伸や医療・介護サービスの生産性の向上を図るため、健康・医療・介護に関するデータ活用基盤の構築を軸に、被保険者の予防・健康づくりなど保険者が果たすべき役割の強化やゲノム医療・AI等の最先端技術の活用など、データヘルス改革を戦略的・一体的に推進します。また、医療と介護のレセプト情報等のデータベースの連携、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、審査支払機関の改革については、こうした取組を進めるための改正法案の提出を目指します。

さらに、本年十月の消費税率引上げに伴い、診療報酬等の改定を行うとともに、税制上の措置の創設を目指します。

「障害者雇用」

障害のある方も含めて、誰もがその能力を存分に発揮できる一億総活躍社会を創り上げることが重要です。昨年は、多数の国の行政機関において障害者の法定雇用率を満たしていない状況があったことが明らかとなりました。民間の事業主に対し率先して障害者を雇用すべき立場にありながら、このような事態に至ったことは誠に遺憾です。障害者雇用施策を推進する立場として、こうした事態を重く受け止め、関係閣僚会議でとりまとめた「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づき、組織全体として再発防止にしっかりと取り組むことはもとより、法定雇用率の速やかな達成と障害者の活躍の場の拡大に向け、政府一体となっ



て取り組んでまいります。あわせて、公務部門及び民間企業における障害者雇用の一層の促進を図るための改正法案の提出を目指します。

「各地の災害への対応、東日本大震災への対応等」

昨年の夏は、豪雨被害や地震による被害が多く発生しました。全国各地で相次ぐ自然災害からの一日も早い復旧・復興に向けて、関係省庁とも連携しつつ、スピード感を持って全力で取り組みます。また、前臨時国会で成立した平成三十一年度第一次補正予算に基づき、医療施設の災害復旧等の取組を推進します。

さらに、先般の地震等では、老朽化した水道管が多数破損し長期間の断水が発生しました。前臨時国会で成立した改正水道法に基づき、広域連携、水道事業者の適切な資産管理、多様な官民連携の推進により、老朽化した水道施設の更新・耐震化といった水道事業の基盤強化に取り組めます。

東日本大震災の発生からもうすぐ八年が経過しますが、私がかねてより被災地の復興に取り組んでまいりましたが、引き続き、私自身も復興大臣であるとの強い意識の下、被災者の心のケア、医療・介護提供体制の整備、雇用対策などに全力で取り組みます。

また、前通常国会で成立した改正食品衛生法に基づき、広域的な食中毒の発生時における国と自治体間の連携強化等を着実に進めます。

さらに、昨年六月に施行された改正旅館業法に基づき、いわゆる「違法民泊」の取締り対策を推進してまいります。

「子育て」

待機児童の解消に向けて、「子育て安心プラン」に基づき、二〇二〇年度末までに三十二万人分の保育の受け皿を整備するとともに、そのために必要な保育人材の確保や処遇改善等を更に進めます。

放課後児童対策についても、待機児童の解消等に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、二〇二三年度末までに三十万人の受け皿整備をしっかりと

行ってまいります。

幼児教育・保育の無償化について、本年十月からの実施を目指して関係省庁とも緊密に連携した上で検討を進めるとともに、その質の確保についても検討を進めます。

妊娠前から子育て期まで切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター」の全国展開、産婦健診や産後ケアの充実、不妊治療への支援等にも取り組みます。

児童虐待の防止については、痛ましい虐待事件が二度と繰り返されることのないよう、昨年七月に関係閣僚会議で決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底を図ります。また、子どもの命を守る社会づくりを進める観点から、昨年末に策定した「児童虐待防止対策体制強化プラン」に基づき児童相談所と市町村の体制強化を図るとともに、児童虐待に関する相談支援体制の強化等を図るための改正法案の提出を目指します。

虐待などの事情により、親元で暮らせない子どもたちも、温かい家庭的な環境で育まれるようにする必要があり。里親のなり手を増やすため、里親制度の広報啓発や里親家庭に対する相談・援助体制の充実に努めます。また、児童養護施設等の小規模・地域分散化や職員配置基準の強化などを推進してまいります。

子どもの貧困対策については、特に厳しい経済状況にあるひとり親家庭の支援を充実します。児童扶養手当については、本年十一月から、年六回の支払を着実に実施するほか、就職に有利な資格の取得支援等に取り組めます。

「働き方改革関連法の施行等」

前通常国会で成立した働き方改革関連法については、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を着実に推進すべく、関係省庁等の整備や制度の周知など、円滑な施行に取り組めます。具体的には、これらの取組の内容が地方の中小企業まで浸透するよう、四十七都道府県に設置した「働き方改革推進支援センター」の活用や、経

済界と協力した説明会の開催など、丁寧な周知を行ってまいります。働き方改革の実現・定着に向けて、IT化や業務効率化など生産性向上に取り組む中小企業に対する支援などについて、しっかりと取り組みます。また、長時間労働の事業場への監督指導の徹底等の対応を行います。

医師の働き方改革については、医師の健康を守りつつ、地域の医療提供体制が維持できる働き方の実現を目指して検討を行っており、本年三月を目標として、時間外労働規制の具体的な在り方や労働時間の短縮策等についての結論をとりまとめます。

また、全ての人材がその能力を存分に発揮できる社会や個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、リカレント教育をはじめとした人材育成の強化、女性・若者・高齢者・障害者等の就労支援等を実施します。

女性の職業生活における活躍を推進するとともに、働きやすい職場環境を整備するため、女性活躍推進法の施行後三年の見直し、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメントの防止対策の強化等について、労働政策審議会の建議を踏まえ、改正法案の提出を目指します。

前臨時国会で成立した改正出入国管理法に基づく一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れについては、厚生労働省としては、本年四月の施行に向けて、労働条件・安全衛生等に関する雇用の改善、適切な社会保険の適用促進、安心・安全に医療機関を受診できる環境の整備などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。

最低賃金については、「働き方改革実行計画」等において、年率三〇％程度を目途として引上げ、全国加重平均千円を目指すこととされています。昨年度は全国加重平均で二十六円引き上げ、時給換算になった平成十四年度以降、最大の上げ幅となりました。中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上のための支援を進めます。

また、二〇二三年の技能五輪国際大会の我が国への

招致を通じた技能尊重機運の醸成に取り組むとともに、我が国産業の基盤であるものづくり技能の二層の向上に努めます。

「障害者支援、社会福祉等」

障害のある方々が生き生きと地域生活を営むことができるよう、生活や就労の支援、グループホームの整備、文化芸術活動の推進などに引き続き取り組みます。また、精神障害のある方々が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、包括的な支援を受けられる仕組みづくりを進めます。さらに、障害福祉人材の更なる処遇改善を行います。

アルコール健康障害対策をはじめとする依存症対策については、医療体制の整備や民間団体の活動支援等に取り組みます。特に、ギャンブル等依存症対策は、ギャンブル等依存症対策基本法の趣旨を踏まえ、関係省庁と共に必要な取組を進めてまいります。

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度については、前通常国会で成立した改正生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法に基づき、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援体制の強化に向けた取組等を着実に進めます。

自殺対策については、自殺総合対策大綱や座間市における事件の再発防止策に基づき、若者が利用するSNS等を活用した相談対応の強化を図るなど、関係府省と連携し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた取組を推進します。今後とも、地域住民が抱える様々な生活課題を解決につなげていくための包括的な支援体制の構築等を進めることで、「地域共生社会」の実現を目指します。

「地域包括ケアシステムの構築、医療等」

地域包括ケアシステムの構築を一層推進します。質が高く効率的なサービス提供体制の整備や自立支援・重度化防止に資するサービスの実現など、国民一人ひとりに必要なサービスが提供され、地域で安心して暮らすことができる体制の構築を目指します。

また、家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、働き続けられる社会の実現を目指します。このため、介護の受け皿五十万人分の整備を進めるとともに、他の産業との賃金格差をなくしていくための介護職員の更なる処遇改善のほか、介護分野へのアクティブシニア等の参入促進、介護の仕事の魅力の全国的発信など、介護人材の確保に総合的に取り組み、二〇二〇年代初頭までに「介護離職ゼロ」を目指します。

地域医療構想の実現に向け、医療機関ごとの具体的対応方針の速やかな策定を進めます。前通常国会で成立した改正医療法及び改正医師法に基づき、医師の偏在を可視化できる指標を整備し、都道府県が主体的に医師確保対策を推進する体制を構築するなど、医師の地域偏在・診療科偏在の解消に着手に取り組みます。

外国人による医療保険の利用については、加入要件の確認を厳格に行うなどの取組を行っており、更に、適正な利用に向けて取組を進めてまいります。

「医薬品・医療機器 がん対策 受動喫煙対策等」

医薬品・医療機器産業については、革新的な医薬品等の開発を促進する環境の整備に取り組むとともに、後発医薬品の使用促進やベンチャー企業への支援を実施します。また、医薬品等の品質・有効性・安全性の確保、かかりつけ薬剤師・薬局の推進を図るとともに、これらに関する制度の見直しのための改正法案の提出を目指します。さらに、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、覚醒剤や大麻等の取締りや啓発等に取り組みます。

受動喫煙対策については、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて対策を徹底することが必要です。このため、前通常国会で成立した改正健康増進法の円滑な施行に向けた準備を進め、望まない受動喫煙のない社会の実現を目指します。

がん対策については、「第三期がん対策推進基本計画」に基づき、がんゲノム医療の提供体制の実現、思春期世代や若年成人世代のがん対策、治療と仕事の両立支援、地域での相談支援体制の充実等を推進します。

昨年七月以降、風しんの患者数が増加しています。昨年は、患者数が多い地域において妊娠を希望する女性の方などに風しんの抗体検査及び予防接種を受けていただくよう環境整備を行ってまいりました。今後は、追加的対策として、抗体保有率の低い世代の男性に対して、抗体検査を原則無料で受けていただいた上で、三年間原則無料で定期接種の実施を行うなど、さらなる環境の整備に取り組んでまいります。

国際保健の分野においても、ユニバーサル・ヘルズ・カバレッジの推進、薬剤耐性菌を含む感染症対策等のグローバルな課題に的確に対応します。

「G20関係閣僚会合」

本年、我が国はG20の議長国となります。厚生労働分野においても、九月には愛媛県松山市においてG20労働雇用大臣会合を開催し、十月には岡山県岡山市においてG20保健大臣会合を開催する予定です。開催地の地方自治体と一体となって全力を挙げて取り組み、国際社会に貢献してまいります。

「援護施策」

援護施策については、戦没者遺骨収集推進法に基づき、国の責務として、可能な限り多くの御遺骨を収容し、御遺族に引き渡すことができるよう、全力を尽くします。また、慰霊事業に着手に取り組むとともに、戦傷病者や戦没者遺族に対する年金等の支給、中国残留邦人等に対する支援策について、引き続き、きめ細かく実施します。

以上、厚生労働行政には多くの課題が山積してあります。国民の皆様には、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成三十一年元旦

厚生労働大臣 根本 匠



癒しの技術を学びませんか？
メニューの開発、導入にすぐに役立つ

習得した技術を、そのままサロンの新メニューに活かします。



1 Day Course

ワンデーコース

1日完結講座

監修・講師
境 瑠美
さかい るみ

アロマセラピー講師

接客マナー講師 (ボディバランスアカデミー事務局長)

英国IFA認定国際アロマセラピスト

ホリスティック・アロマセラピー卒業 (ロンドン)

リフレクソジスト、タラソセラピスト、

カラーセラピスト、ストーンセラピスト



メディックスボディバランスアカデミーから資格認定証が授与されます。

・スポーツケアトリートメント	2月12日(火)	11:00～18:00	受講料 23,000円 (一般)、22,000円 (メディックス会員)
・腸アロマセラピートリートメント	2月14日(木)	11:00～14:30	受講料 15,000円 (一般)、14,000円 (メディックス会員)
・もみだしエステ【スリミング】	2月21日(木)	11:00～18:00	受講料 27,000円 (一般)、26,000円 (メディックス会員)
・整顔セラピー【お顔の整体】	2月25日(月)	11:00～17:00	受講料 19,000円 (一般)、18,000円 (メディックス会員)
・ダイエットセラピスト	3月 1日(金)	10:30～14:00	受講料 12,000円 (一般)、11,000円 (メディックス会員)
・整体もみほぐし【施術ベッド篇】	3月 5日(火)	11:00～18:00	受講料 23,000円 (一般)、22,000円 (メディックス会員)
・アロマボディトリートメント	3月 6日(水)	11:00～18:00	受講料 25,000円 (一般)、24,000円 (メディックス会員)
・肩こりアロマトリートメント	3月 7日(木)	13:00～18:00	受講料 18,000円 (一般)、17,000円 (メディックス会員)
・肩甲骨はがし整体	3月 8日(金)	13:00～18:00	受講料 19,000円 (一般)、18,000円 (メディックス会員)
・アーユルヴェーダ	3月11日(月)	11:00～18:00	受講料 25,000円 (一般)、24,000円 (メディックス会員)
・リフレクソロジー【美脚篇】	3月13日(水)	11:00～18:00	受講料 21,000円 (一般)、20,000円 (メディックス会員)
・眼精疲労整体	3月14日(木)	13:00～18:00	受講料 19,000円 (一般)、18,000円 (メディックス会員)
・小顔リンパドレナージュ	3月18日(月)	13:00～18:00	受講料 18,000円 (一般)、17,000円 (メディックス会員)
・フェイシャル美肌エステ	3月19日(火)	11:00～18:30	受講料 27,000円 (一般)、26,000円 (メディックス会員)
・ハンドリフレクソロジー	3月20日(水)	14:00～18:00	受講料 14,000円 (一般)、13,000円 (メディックス会員)
・東洋式足裏反射区療法	3月22日(金)	11:00～18:00	受講料 23,000円 (一般)、22,000円 (メディックス会員)
・リンパドレナージュ【ボディ】	3月26日(火)	11:00～18:00	受講料 25,000円 (一般)、24,000円 (メディックス会員)
・リフレクソロジー【足裏ふくらはぎ】	3月27日(水)	11:00～18:00	受講料 23,000円 (一般)、22,000円 (メディックス会員)
・姿勢整体【インナーマッスル篇】	3月28日(木)	11:00～17:00	受講料 19,000円 (一般)、18,000円 (メディックス会員)
・ボディバランス セルフ整体法	3月29日(金)	13:00～18:00	受講料 13,000円 (一般)、12,000円 (メディックス会員)

他にも多種多彩な1日講座を毎月開催

1日完結なので
目的に合わせて
1教科から選んで
参加できます！

ご予約先

メディックスボディバランスアカデミー事務局 担当：飯野・境 お気軽にお問い合わせ下さい。

ホームページ：https://www.mdx-edu.com/ TEL:03-3255-0772 e-mail:mdxbba@mdx-grp.co.jp

東京都千代田区神田淡路町 1-1-1 KA111ビル3F (都営新宿線/小川町 東京メトロ丸の内線/淡路町駅 A5 出口徒歩1分)



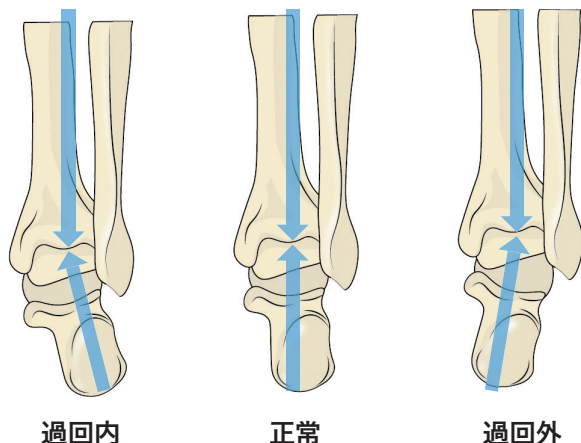
講座情報は
こちら

ひーりんぐマガジンをご愛読の先生方、新年あけましておめでとうございます。先生方におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は広告に関する検討会の開催や垂急性外傷という表現の見直しなどたくさんの変化がありました。ひーりんぐマガジン読者の先生方にはぜひ正しい情報を正しく使っていただき患者様に喜ばれる医療を目指していただきたく思います。

今号では距骨下関節の解剖、運動学、テスト、治療法をお伝えしていきたいと思います。距骨下関節は踵骨と距骨で構成される関節でLeg-heel Alignmentに関わります(図1)。

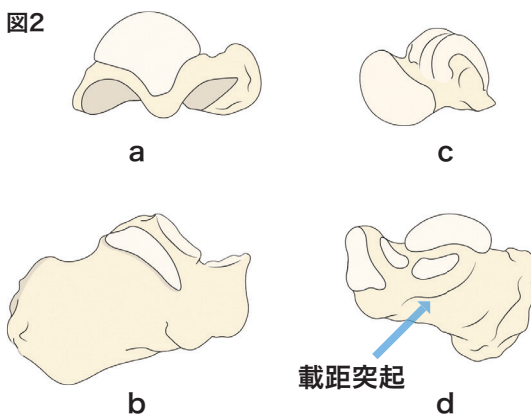
図1



【解剖】

距骨下関節を距骨と踵骨に分けると図2のようになります。踵骨側の関節面に注目すると関節面が3つあることが分かるでしょうか？ この関節の面白いところは踵骨の前方に位置する小さい関節面2つは距骨に対して凹面の形状を持っていて、後方の大きい関節面は凸面となっており、距骨下関節全体では凹凸の法則ではなく平面関節と考えるところです。もう少し細かいと

図2



ころまで見ていきます。I.A.Kapandjiによると踵骨後上関節面は足部長軸上では凸状関節面で他軸では軽い凹状と記述しています。距骨下関節の触診ランドマークである載距突起の直上は前方から数えて2番目の関節面があるのを確認してください(図3)。載距突起の触診は内果の下端から2横指下方に触れる突起です。下方から触診指を上方にずらしていった最初に触れる骨性の物体でもあります(写真1)。

※ 踵骨側の関節面は本や文献により前・中・後距骨関節面といたり、前中を前室、後距骨関節面を後室と呼んだりします。

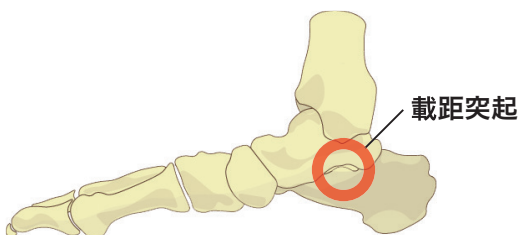


図3



写真1

徒手医学
基礎講座

Vol.11
距骨下関節

荻窪腰痛リハビリスタジオ
水谷 哲也

水谷 哲也 | PROFIRE

- ・柔道整復師
- ・日本臨床徒手医学会理事
- ・日本ドイツ徒手医学会/認定マニュアルセラピスト
- ・日本クラシカルオステオパシー協会/認定会員('07~'10)
- ・メディックスボディバランスアカデミー講師
- ・NPO法人日本手技療法協会指導員

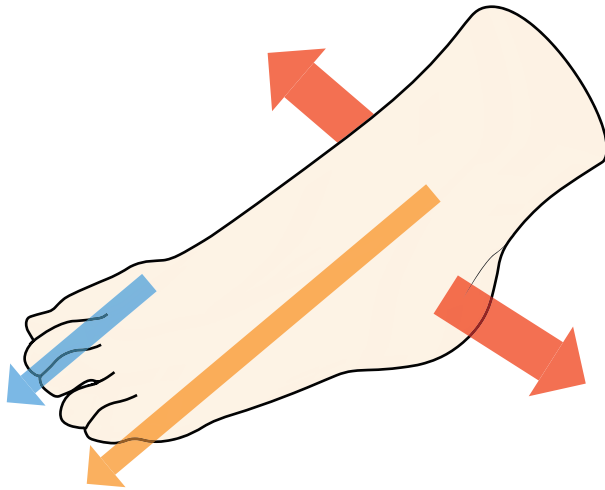
現在は荻窪腰痛リハビリスタジオにて脊柱疾患を専門に急性期、慢性疼痛の治療、オーダーメイドの運動療法や各種セラピスト向けの勉強会を随時開催している。

アシスタント
岩間 絢子
桑島 悠輔

【運動学】

前号の距腿関節では横断軸(内・外果を通る軸)では底屈⇔背屈、下腿長軸での運動は内転⇔外転、足部長軸での運動は回内⇔回外運動を行っていました(図4)。足関節全体の複合運動は内返し(底屈-回外-内転)⇔外返し(背屈-回内-外転)といたしました。

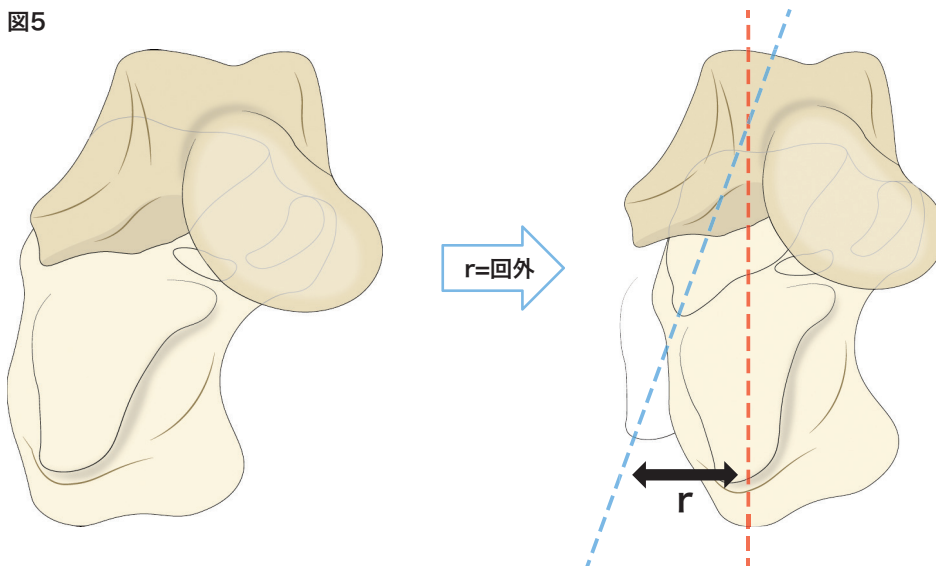
図4



距骨下関節の運動学: 距腿関節の運動はScrew axis Movementであるとの考え方が一般的に知られています。その生理的な運動は、横断面では足部長軸より約16~23°内側へ傾き、矢状面では水平線より上方に約42~46°の傾斜がついている回転軸を中心とした運動で、その方向は主に内・外反、内・外旋であるとされています(藤井唯誌ほか「足関節のバイオメカニクス」『関節外科』2002;21:85-94)。

これらの運動軸を簡略化して表現したものがHenkeによって提唱されたヘンケの軸といわれるものです。その軸は距骨頭の上内側面から足根洞を通り踵骨隆起外側へ抜けていきます。Henkeは距骨下関節のみならず、横足根関節にも適応され、この軸が足関節以下の後部足根骨のすべての運動を調節しているといっています。距骨下関節の治療、調整をするときはヘンケの軸を意識しながら動かしていくことが重要になります(図5)。

図5



【距骨下関節の変位】

過回内(Over-pronation)、過回外(Over-supination)とLeg-heel Alignment
距骨下関節で踵骨の変位により下腿長軸からアキレス腱に向かうラインが曲がってしまっていることがあります。踵骨の回内、回外変位により過回内、過回外と判断します。

過回内に起因する障害	過回外に起因する障害
・外反母趾	・ハイアーチ
・足底筋膜炎	・内反小指
・扁平足	・アキレス腱炎(外側型)
・アキレス腱炎(内側型)	・足底筋膜炎
・たこ(母指球付近)	・たこ(小指側)
・シンスプリント	・腸脛靭帯炎

【距骨下関節の他動運動テストとMobilization】(写真2)

距骨下関節は自動運動が再現不能なので他動運動テストでJoint playと疼痛誘発テストを行います。

- ①患者・セラピスト肢位: 患者は背臥位、セラピストは検査側に歩行肢位。
- ②セット: 患者の足関節を最大背屈位で保持し載距突起の直下で距骨下関節の裂隙を触診。
- ③方法: 他方の手で踵骨を把持し距骨下関節の運動軸を意識し回内一回外方向へ。

【距骨下関節のTraction(牽引)】(写真3)

適応: 荷重時に踵の両わきが痛む人(女性が多い)。

- ①患者・セラピスト肢位: 患者は腹臥位+足部に足枕、セラピストは検査側に尾側を向いて歩行肢位。
- ②セット: 足関節を足背部から固定し、反対の手掌(母指球と小指球)で踵骨を把持。
- ③方法: セラピストの肘を伸展位で踵骨を離開方向へ可動(7秒×3回)。



写真2



写真3

いかがでしたでしょうか? 距骨下関節は荷重関節の中で最下層に位置する重要な関節です。変位があるとO脚や骨盤、脊柱の変位まで起こってきます。腰背部痛で治療をして一時的に痛みがなくても次回の来院時に戻っているようなら下肢の機能異常も評価の対象にしてみてください。引き続きリクエストや質問、セミナー依頼はinfo@ogikubo-rehabili.comまでよろしくお願いたします。

続報・「専門職大学」

国が55年ぶりにつくる新しい大学制度、「専門職大学」などが4月から開学される。従来の大学は、比較的、学問的色彩の強い教育が行われる傾向にあった。専門職大学は特定職種における業務遂行能力の育成に加え、企業での長期実習や関連の職業分野に関する教育などを通じ、高度な「実践力」や豊かな「創造性」を培う教育に重点を置くというもの。既報の通り、あはきや柔整の専門学校からも4校設置認可申請が出されたが、今年開学できることになったのかどうか追ってみた。

2019年4月に始まる専門職大学などに設置認可申請をしていたのが、学校法人教育財団の首都医校、名古屋医専、大阪医専の3校と学校法人福岡医療学院の福岡医療専門学校合計4校だ。それぞれ「東京医療福祉専門職大学」、「名古屋医療福祉専門職大学」、「大阪医療福祉専門職大学」、「福岡医療専門職大学」という名称で申請していた。予定では昨年の秋ごろに認可、専門学校は来年度からの学

生募集は停止。現在の在校生が卒業する3年後には姿を消す予定となっていた。

4月開校を目指して申請していたのは先述の4校を含め全17校だったが、開設を認める答申を出す大学設置・学校法人審議会は昨年10月の答申では高知リハビリテーション専門職大学（高知県土佐市）1校を認め、2校を実習施設の不備などで設置認可の判断を保留した。残るあはきや柔整の専門学校など14校はいずれも認可が難しいと判断し申請を取り下げた。

11月には保留となっていた東京、大阪、名古屋モード学園などを運営する日本教育財団学校の国際ファッション専門職大学（東京都新宿区、名古屋市、大阪市）とヤマザキ動物看護専門職短期大学（東京都渋谷区）は、問題点を解消したとして審議会は新設を認めるよう今年4月開学が決定した。こうして今年4月開学する専門職大学・短期大学は3校となった。

来年2020年度開設の設置認可については20校の諮問を文部科

学相が大学設置・学校法人審議会に行った。その中の8校が再挑戦組だ。再挑戦組には学校法人教育財団の首都医校が前回同様「東京医療福祉専門職大学」、名古屋医専が「名古屋医療福祉専門職大学」、大阪医専が「大阪医療福祉専門職大学」として設置申請した。福岡医療専門学校は申請をしていない。

専門学校が専門職大学に生まれ変わることで、学生の環境はどのように変わるのか。ある学校の校

長は「専門学校は基本的に国家資格の取得を目指す講義が中心。大学は課程を修了すれば、学士の学位を取得できることが大きい」と強調する。

現在でもあはき柔整の大学が14校あり、専門職大学も認可されると近い将来業界に学士が増加する。柔道整復学士、はり学士、きゅう学士を業界はどのように迎えるのかに注視していきたい。



ひとり院経営の救世主となるか!?

みんなの森®整骨院グループが目指すこと

株式会社吉田企画 代表 吉田 崇氏に聞く

治療技術を統一することなく院の名前を変え、集患業務を集約することで成果を上げている「リラクゼーション・セラピー」がある。

吉田企画が展開する「みんなの森整骨院」では、独自のノウハウを駆使することで、オープン初月から安定した患者を獲得。会員制や回数券などを利用することなく新規開業7カ月で月商200万円を達成している「ひとり院」がある。

なぜ、「みんなの森整骨院」は成功したのか？
代表取締役の吉田崇氏に話を伺った。

ひとり院の現状と課題

患者が来ない。ホームページに手を加えても反応はイマイチ。そして、集患のために時間を取られるから、施術に集中できない……。吉田氏の話によるといわゆる「ひとり院」の接骨院では、こうした負のスパイラルに陥っているケースがあるようです。

「このような「ひとり院」の多くには、大きく二つの課題があります。一つは院のブランディングができていないこと。もう一つは情報が少ない、あるいは逆に情報が入り過ぎて何をするのが正しいか分からなくなり、院の現状を客観的に見られていないことです。」

患者がホームページを見て、提供している施術の内容を調べ、来院してくれた。……一見すると狙い通りのように思えますが、吉田氏によると、この院はブランディングされていないことになるといいます。なぜなら、院のブランドが知られていれば、患者は看板や知り合いからの紹介や口コミだけで来院しているはずだからです。



Interview Data

吉田 崇(よしただ たかし)

- 佐賀県出身。立命館大学経済学部経済学科 卒業。
- 東証一部上場ソフトウェア開発会社でSEとしてシステム構築を経験後、自己啓発プログラム(SMI)のセールスを経て、大手コンサルティング会社の(株)船井総合研究所に入社。7年間経営コンサルタントとして在籍する。
- 2008年1月に(株)吉田企画を設立し代表取締役社長に就任。リラクゼーションサロン、整骨院・接骨院等の治療院など「癒し」や「健康」をテーマとしたコンサルティングや講演、執筆活動を展開。



著書写真左から

- 『はじめてよう!「リラクゼーション」サロン』/リラクゼーション業界No.1コンサルタントが「開業・経営のノウハウ」を教える。 同文館出版/9千部発行
- 『学校では教えない 儲かる治療院のつくり方』/治療院経営全般について見開き2ページの100項目で表現。 同文館出版
- 『儲かる! 治療院経営のすべて』/治療院経営を全部で100項目にまとめた「治療院経営のバイブル」。 同文館出版/1万6千部発行
- 3冊合計3万部発行

ひとり院の健全な経営環境を支援する

18年にわたるノウハウが「みんなの森」を生んだ

吉田氏は船井総合研究所に7年間所属した後、2008年に株式会社吉田企画を設立。一貫して接骨院、治療院とリラクゼーションサロン向けのコンサルティングを手掛けており、これまでの18年間で、600院以上の経営に関わっています。

そんな吉田氏が手掛けるコンサルティングは多岐にわたります。ホームページやチラシによる集患、自費治療のメニュー設計、経営状況の分析など。ここ数年でも接骨院の新規開業におけるコンサルティングを数多く手掛けていますが、いずれも初月から黒字で、

オープン4日間で平均100名の新患を集めてきました。それをリピーターにつなげる独自のノウハウがあり、いわば「患者つきの開業」に成功しているのだとか。その集大成として生まれたのが、「みんなの森整骨院」です。

ブランドが患者に与える圧倒的な安心感

「みんなの森®整骨院グループ」の北柏駅前院は、受付もなく、院長が一人で営業しています。それでも、チラシによる集患などにより、開業初日から患者が途切れることがなく、初月の18日間で93人の新患が来院しました。なぜ北柏駅前院は、先に挙げたような「ひとり院」の課題を解決できたの

でしょうか？ その理由こそが、まさにブランディングにあると、吉田氏は話しています。

「みんなの森整骨院」というブランドが提供するものは、患者への圧倒的な安心感です。「〇〇整骨院」といった個人や地域等の名前で経営している接骨院の場合、口コミや施術内容を吟味した上で納得しなければ、患者は来院しません。しかし、複数の接骨院によって構成されるブランドの一員だと分かれば、患者はそれが施術のクオリティを担保しているものと判断します。

特に、女性の患者の場合、「ひとり院」で先生と一対一で施術を受けることは、大きなストレスです。それが原因でリピートにつながらないケースもあります。しかし、「ひとり院」であっても、ブランドの一員であれば、「先生がブランドの信頼を損ねるようなことは

しないはずだ」と、患者は考えるわけです。

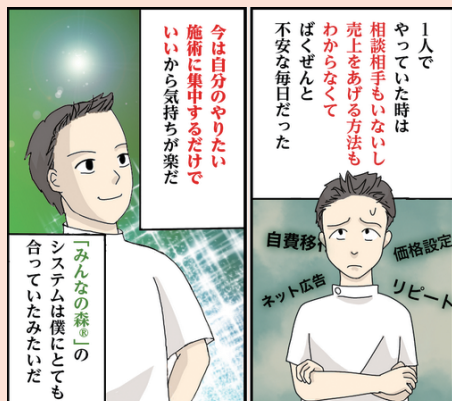
グループの一員として存在を広く世にアピール！

「みんなの森®整骨院グループ」の魅力は、そのスケールメリットにあります。看板やチラシ、ホームページなどのコンセプトを統一することで、ブランドの存在を広くアピールします。インターネットのPPC広告もグループ名を前面に出しているのです、その信頼感で患者のアクセスを促すことができます。

その、スケールメリットはコストにも表れています。月会費は5万円のみ。看板やホームページのリニューアル、チラシの制作・配布、コンサルティングなどに必要な初期費用は、125〜200万円程度に収まるようです。問診

マンガで分かる！「みんなの森整骨院」の魅力とは？

「みんなの森整骨院」のホームページでは、リブランディングの過程をマンガで紹介しています。申し込みの流れから、リブランドのメリット、リブランドオープン後の様子までを分かりやすく紹介しているので、興味がある人はぜひ読んでみてください。



QRコードからご覧ください。
www.r358.com/minmori/

票や治療計画書なども揃えてくれるため、こうしたツールの制作に時間を取られることもありません。

現在は「初期費用0円コース」も用意しており、資金の準備がなくてもリピートランディングが可能。なお、「みんなの森®整骨院グループ」のコンセプトと実績が日本政策金融公庫から認められ、基本的には与信判定と面談のみで融資が下るといいます。

独りよがりな経営から脱出

吉田企画では年に2回、セミナー形式の勉強会を開催し、業界の現状や課題などを共有しています。参加している先生同士の交流も盛んで、興味のある施術を教え合うなど、グループの仲間としての連帯感を育んでいます。

このことは、「客観的な判断ができない」という、「ひとり院」にありがちな課題の解決にもつながっているようです。集患はプロに任せて、それに気を取られることなく施術に集中する。その上で何か新たな課題が出てくれば、個別にコンサルティングを受けることもできます(※)。

グループの一員であるということと背景に、安心して施術に取り組めること。それは院の経営にとって大きなメリットとなるのではないのでしょうか？

※個別コンサルティングには別途料金が必要となります。

通常コース

月会費5万円(税別)

注: 契約金、コンサルティング料、HP制作費、チラシ制作印刷費、チラシ折込費、診察券費、看板変更費等の初期費用は貴院にてご用意ください。

初期費用0円コース

(初期費用÷36~60ヵ月)
+
月会費5万円(税別)

* 初期費用は、弊社にて立替払いを致します。オープン後、36~60回の分割払いで会費としてお支払いいただきます。
* 初期費用には利息(年利2.26%)がかかります。

開業7ヵ月*ひとり院、で月商200万円達成
みんなの森整骨院 北柏駅前院 大杉修示先生

「みんなの森では看板やチラシなどがセットになっていて、開業がスピーディーに進みました。これらのツールに支えられて、当初の目標である月商200万円を達成することができました」



くわしくはホームページをご覧ください。 <https://www.r358.com/minmori/>

続・療養費の 請求と支給

第40回

「療養費の制度改定」

請求代行会社療養費請求担当:療養太郎(仮名)

新年あけましておめでとうございます。

昨年は4月1日に「柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件に係る取扱いについて」に「実務経験」と「研修の受講」の要件が加まりました。また、6月1日に実施された「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改定で、再検料の引き上げ、骨折、不全骨折、脱臼に係る柔道整復運動後療料の新設、金属副子加算の包括化および金属副子交換の際は2回まで後療料に加算できることになりました。

療養費の料金改定に関しては、骨折、不全骨折、脱臼に係る料金改定が主だったことから、問い合わせは多くありませんでした。多く問い合わせをいただいたのは、柔道整復療養費の大きな制度改定である「施術管理者の要件」に関して、新年を迎えても問い合わせをいただいています。

前号の本誌でも説明いたしました「施術管理者の要件」には、平成30年4月1日以降に受領委任の取り扱いを行う施術管理者の申請をする柔道整復師は「実務経験」と「研修の受講」が必要となりました。「研修受講」は施術管理者の申請から1年以内に研修を受講するという特例措置が設けられました。しかし、公益財団法人柔道整復研修試験財団が主催する研修は会場が限られていることから、申し込み開始から数分で満員となる状態でした。そのため「研修を受けられなかった場合どうなるのか」という問い合わせを多数頂戴しました。

特に平成30年4月に受領委任の取扱申請を

した柔道整復師は1年以内に研修を受講しなければいけない状況なのに、昨年10月9日の研修申し込み受付開始の段階で今年の3月までの研修が満員となりました。この時点で研修を受講されていない先生は、平成31年4月1日からの受領委任の取り扱いが中止となることとなります。しかし、厚生労働省および公益財団法人柔道整復研修試験財団にこれに関する問い合わせが多数あったことから、昨年の12月10日にさらなる特例措置が発表されました。内容は、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件に係る研修の受講について」に関して、平成30年4月1日から平成30年9月30日までに受領委任を取り扱う施術管理者の届出または申出を行った者は、「受領委任を取り扱う施術管理者の届出または申出を行った日から平成31年9月30日までに研修を受講すること」と、読み替えることとなりました。つまり、平成30年4月1日から8月31日の間に受領委任を取り扱う施術管理者の届出または申出を行った柔道整復師の研修の受講期間が延長となりましたが、いずれにしても、早めに研修を受ける必要があります。

療養費の制度改定に關してもう一つ大きな改定となったのが、はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧療養費における受領委任の制度導入です。今年1月1日から受領委任の取り扱いを受ける施術者は、昨年の7月1日から10月31日までに受領委任の取扱申請を

受領委任制度は柔道整復師とは違い、制度に全ての保険者が参加する訳ではありません。制度への参加、退会ができるため、厚生労働省のホームページに参加保険者が案内されています。

あはき受領委任の取扱申請に関しても多数の問い合わせをいただきましたが、最も多かった問い合わせは、「受領委任払制度が導入されると何が変わるのか」という問い合わせでした。受領委任の取り扱いを行うにあたり、受領委任の取扱申請をした施術者(施術管理者)は各都道府県知事および地方厚生(支)局長と契約を締結し明確な取り扱いルール、つまり支給基準に基づき保険請求を行なわなければならない。「保険請求が厳しくなる」と捉える施術者もいらつしやいますが、今までのように保険者ごとに請求方法が異なったり、支給基準が異なったりするのはなく、より明確なルールのもとで保険請求が行えるようになります。

昨年は療養費の不正請求防止に関連して根本的な療養費制度の見直しがされ、改定内容に不明確な部分を残しつつも制度改定が実施されました。今年は制度改定内容がより明確になっていくと思われます。一方で、実際の保険請求に関してはまだまだグレーな部分が多いのも事実です。グレーな部分を少しでも判りやすく保険請求ができるよう、今年も本誌を通じてお伝えしていきたいと思っております。で、よろしくお願致します。

手技治療院 実績No.1

顧問先350件以上
創業27年目! 税務調査対応も安心!

確定申告セミナー開催決定!

2月3日(日)13時30分~15時まで
当事務所にて **参加費無料!**

「上田曾太郎の初歩の
会計教室」でおなじみの
上田曾太郎が徹底解説

ポイント
教えます

確定申告の仕方と注意点

先着4名様
限定

セミナー後に
個別相談会の開催

治療院固有の問題や注意すべき点を解説します!!

お問い合わせください! 無料! 独立開業相談は随時実施しています

無料相談
実施中

日々の面倒な経理
作業をおまかせ
ください!!

- 毎月1万円から 記帳代行をお受けします。
- 専任担当者がつきます。
- 税務相談もOK

あの「上田曾太郎の初歩の会計教室」
が本になりました!

確定申告のノウハウがこの1冊に!
最新情報を加筆した、治療院経営の
バイブル!!



セミナーの参加はお電話で
本の購入はHPから

上田公認会計士事務所 TEL: 0120-944-567 URL: <http://www.tokyo-smile-shugi.jp/>
〒141-0032 東京都品川区大崎5-1-11 住友生命五反田ビル10階



謹賀新年

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

旧年中はひとかたならぬご愛顧にあずかり、誠にありがとうございます。

メディックスグループは、本年一月二十五日をもって創業三十周年を迎えました。これも皆様のご支援の賜物と感謝しております。

「ひとと社会を、もつともつと健康に」をスローガンに掲げ、治療院の経営への貢献を通じて、社会全体の健康促進に寄与してまいりました。新たな節目の年を迎え、めまぐるしく変化する制度への万全の備えを継続するのみならず、最新の技術やノウハウを積極的に活用することで、時代の求めに応えていく所存でございます。なにとぞ倍旧のご支援のほどお願い申し上げます。

平成三十一年 正月

株式会社メディックス 代表取締役 金地 辰旺



メディックスグループの これまでの歩みと未来

- 1989 ———— ● エムディーエックス株式会社設立
(2006年 株式会社メディックスに社名変更)
- 1994 ———— ● メディックスボディバランスアカデミー開校
- 1996 ———— ● 株式会社メディックス計算センター設立
- 1999 ———— ● リラクゼーション一号店開業
- 2001 ———— ● セラピア一号店開業
- 2004 ———— ● 在宅訪問マッサージ部門開設
- 2008 ———— ● レセプトデータセンター設立
- 2009 ———— ● 株式会社ファーマーズマーケット設立
- 2010 ———— ● MedixTV 放送開始
- 2013 ———— ● メディックスボディバランスアカデミー
リラクゼーション認定資格の1日講座を開始
- 2015 ———— ● 物販サポートサービス開始
- 2017 ———— ● カスタマーサポートセンター設立

1件の接骨院から始まったメディックスは、設立以来30年間、接骨院・整骨院、鍼灸、訪問マッサージの業界に根差し、多くの先生方と一緒に歩みを進めてまいりました。メディックスでは大きな変動の時代を迎えている療養費の業界に対し、ITを含む最新技術、そして、広く社会全体の健康促進を目指す理念に基づいた新たなアイデアを結集して、今後も変化を先取りしたサービスの拡充を推進してまいります。



初歩の会計教室

第59回

小規模企業共済徹底活用



新年あけましておめでとうございます。今年もよろしく願いました。さて近年人生百年と言われるようになってきました。個人事業主の方は国民年金の受給額だけでは老後の生活が不安です。元気なうちに老後の生活を考えて対策を打っておかなければなりません。積立預金や積立型生命保険、個人年金、株式投資、不動産投資等。公的な制度としては小規模企業共済、国民年金基金、個人型確定拠出年金があります。今回は公的な制度の中で最も使い勝手の良い小規模企業共済についてご説明いたします。

小規模企業共済とは

小規模の個人事業主および会社の役員が第一線を退いたあとの生活資金等を準備しておくための共済制度です。加入者は毎月掛金を支払い、廃業、退任等の場合に共済金を受け取れます。税

制上、掛金は全額が所得控除できます。共済金は一括受取りだと退職所得扱いになり、分割受取りだと公的年金等の雑所得扱いになります。また納付した掛金の範囲内で事業資金等の融資を受けることができます。

加入資格

治療院はサービス業になり、常時使用する従業員の数が5人以下だとその事業を営む個人事業主および会社役員が加入できます。また個人事業主が営む事業の共同経営者も2名まで加入できます。配偶者等の事業専従者は原則加入できません。共同経営者の要件を満たしていれば共同経営者として加入できます。共同経営者の要件は、携わっている事業が小規模事業であること、事業の経営において重要な意思決定をしていること、事業の執行に対する報酬を受けていることです。

共同経営者が加入後に事業の経営に携わらなくなった場合は、その時点で解約扱いになります。

掛金の支払

掛金は毎月払い、半年払い、年払いがあります。月額掛金は千円から7万円までの範囲内(500円単位)で選択できます。中途での月額掛金変更も可能です。前納もできます。また、災害に遭遇したり、入院したりして掛金の納付が著しく困難なときには掛金の掛止めができます。掛止めの期間は6カ月か12カ月になります。税法上掛金は全額を課税所得から控除できます。そのため事業での経費処理はできません。

共済金等の受取り

共済金等の額は政令で定めた基本共済金と毎年度の運用収入から定めた付加共済金の合計になります。共済金等の受取方法は、一括受取り、分割受取り、両者の併用から選べます。個人事業主が共済金等を受け取る場合、その事由により金額や税法上の取り扱いが異なります。個人事業を廃業した場合には、一括受取りだと税法上退職金扱いになります。分割受取りだと公的年金等の雑所得扱いになります。途中で解約した場合の解約金は一時所得扱いになります(65歳以上の場合は退職所得扱い)。具体例で説明します。

個人事業主で年間課税所得500万円の場合

単位:万円

加入期間	1年	20年
掛金	48	960
節税額	14.6	292 ①

ケースA:廃業による受取りの場合

共済金受取額	1,115
税金	-23.8
差引手取り	1,091.2
掛金20年間	-960
差引運用益	131.2 ②
20年間のキャッシュフロー ①+②	423.2

ケースB:解約による受取りの場合

解約金受取額	960
税金	-152
差引手取り	808
掛金20年間	-960
差引運用益	-152 ③
20年間のキャッシュフロー ①+③	140

20年後の損得は？(表のケースA)

個人事業主で年間課税所得500万円の方が、小規模企業共済月額掛金4万円に加入した場合、年間の所得税・住民税節税額は14万6千円。この方が同じ課税所得で払込期間20年、掛金総額960万円の場合、廃業による共済金の受取額は現行規定では1115万円+a(付加共済金)。これにかかる税金は、税法上退職所得扱いになり23万8千円。差引手取りは1091万2千円。掛金総額960万円を差し引いた運用益は131万2千円。小規模企業共済に加入しなかった場合に比べて、20年間のキャッシュフローは、毎年の節税額の20年間分の292万円に共済金の運用益131万2千円をプラスした423万2千円増加したことになります。

中途解約の場合にご注意(表のケースB)

廃業ではなく解約の場合はどうなるのでしょうか。毎年の節税額は変わりません。解約金は加入期間により掛金総額に対する支給率が異なります。12カ月以上84カ月未満は80%。84カ月目から6カ月単位で支給率が段階的に増加し、240カ月以上246カ月未満では支給率が100%。以降段階的に増加し、最高で120%になります。今回は加入期間を240カ月として考えます。この場合100%になり解約金は960万になります。これにかかる税金は、税法上一時所得扱いになります(退職時65歳以上の場合は退職所得扱い)。一時所得は受取額から収入を得るために支出した金額、特別控除50万円を控除した金額

契約者貸付制度

資金繰りが厳しいとき、運転資金の調達をする際、金融機関の融資だと時間がかかったり、融資を断られることがあります。この制度では商工中金の窓口に必要な書類、印鑑を持っていけばその場で現金で融資してもらえます。貸付要件として、12カ月以上の掛金を納付していること。貸付限度額は掛金総額の7割から9割になります。

の2分の1に対して他の所得と合算して課税されます。生命保険金等は掛金を控除できませんが、**小規模企業共済は、掛金はすでに所得控除されているために控除できません。**受取額960万円から特別控除50万円を差し引いた金額の2分の1、455万円が他の所得である500万円に加算された955万円に課税されます。納税増加額は152万円。多額になったのは、所得税は累進課税のため税率が上がってしまったからです。

20年間の運用益はマイナス152万円。20年間のキャッシュフローは、毎年の節税額との合算では140万円の増加です。このように中途解約するとメリットが大きく損なわれることがありますのでご注意ください。治療院の場合、途中で個人事業から法人成りした場合その法人が小規模企業者であれば、通算の手続きをすることで契約を継続することができます。

新・接骨院経営術

〈外傷治療〉を土台に据えた接骨院 その強さの秘訣に迫る！

昨今は慢性疾患など自費での治療をメインに据える院が増加している。しかし、かつて接骨院は、ほねつぎと呼ばれ、骨折、脱臼、打撲、捻挫など「外傷治療のプロ」であったはずだ。国の施策や業界全体の動向を見ると、こうした柔整師本来がやるべき業務に「外傷」「保険」が今後、ますます重要視されていきそうな予感がする。

ここでは「外傷治療に強い」2カ所の治療院を紹介し、その秘訣を探っていく。

「外傷」に強い院

Case 1

傷みを訴える外傷患者に向き合った 修行時代の経験が自分自身の財産

青砥駅前クリオ接骨院 院長 鈴木 宏昌氏



学卒業後は建設会社に就職。橋梁の施工で現場監督を務めました。仕事柄、世界中を転々とする生活。仕事は充実していましたが、家族との時間は皆無。「やりがいがあった定住できる仕事がしたい」と考えるようになり、治療家の道にたどり着きました。

海外赴任中の

出身は東京都葛飾区。高校、大学とラグビーをやっていて怪我が多く、昔から接骨院にはお世話になりました。大

私の都合に唯一、親身に対応していた。だいた、北豊島医療専門学校へ入学。同時に、荒川名倉接骨院へ入門、次に地元

の地域に密着した整形外科で修行を積みました。修行時代の経験が現在の仕事の基礎、とりわけ「外傷治療に対しての心構え」を形成するのに役立ちました。

そこは大勢の骨折、脱臼の患者さんが毎日のように来院する現場。手術が終わって間もない患者さんも多く、大人の「痛い、痛い！」と泣きわめく姿も毎日の、壮絶な診療現場です。「ひるんではいけない」「自信を持って治療しないといけない」と意識しつつ、こちらも負けじと必死に日々診療に当たっていました。

外傷治療やリハビリを行う側は、痛そうなお患者さんを見るとつい「こんなに強くやっても大丈夫かな？」「次回しっかりやればいいかな？」と、治療に迷いや疑いが生じてしまうもの。でも、

それが良くない。外傷治療では、患者さんの回復具合を見抜き、しっかりと説明し納得してもらった上で自信を持って行うことが何より大切。8年間にわたる修行のおかげで、しっかりとメンタル状態で挑む姿勢が身につきました。この経験はいわば私の財産ですね。

開業後は、当院を訪れる外傷患者さんからよく「ここへ来て初めて治療らしい治療を受けた」と言われます。技術だけではなく「なぜ今、この治療が必要なのか」をきちんと伝えていけることも大きいと考えています。

現在、自費と保険の比率は3対7。柔整師本来の業務にウエイトを置いてはいますが、頭痛、腰痛といった慢性痛にも当然、対応します。開業して良かったのは、やはり患者さんに頼られ、必要とされる実感ですね。柔整師としての仕

事には、お金に代えがたい充実感があると感じますね。

パターン化した治療に陥らない

【考え尽くす治療】

当院では以下の3つの流れに則して治療を行っています。

最初に「原因の徹底的な追究・究明」。例えば勘違いされるケースも多いですが、「坐骨神経痛」は病名ではなく症状です。「なぜ起きたのか?」「原因はどの部位か?」を追う。病院でもレントゲンを撮り薬を出して終わり、というケースが多い。これでは同じ症状を繰り返してしまふ。

その点、研鑽を積んだ柔整師は触診でレントゲンに写らない様々なことが分かる。これこそ、他の分野に不可能な「柔整師ならではの」技術といえるでしょう。

ちなみに当院の名称(クリオ)は、創意工夫(Creative originality)に由来。状態は様々なので「パターン化した治療はしない」「毎回考える、創意工夫できる治療家を目指す」という方針を込めています。そのため施術の勉強会だけでなく「考えられる人」を目指し社員教育を行っています。

2つ目が「患者さんへの丁寧で納得いく説明」です。足首の捻挫の場合、「どここの靭帯か?」「どの方向へ曲げてはいけないのか?」「なぜこの固定をするのか?」などを懇切丁寧に説明する。余談

ですが、当院では普段からベッドを隔てるカーテンを下しません。先生たちの話し声が来院中の患者さん全員に向けて届くようにするためです。いわば「患者さん教育」ですね。

3つ目は「患者さんを普段の生活にもどすためのケア」です。本来の治療とは来院して終わりではない。患者さんが普段の生活で知らずに行っている癖などを見抜き、症状を繰り返さない生活習慣を覚えてもらい抜本的改善を目指します。

よくいわれる医接連携については、修業中に病院の診察補助の経験が生きています。使う言葉からカルテの書き方・レントゲンの見方・患者さんへの説明・処置の仕方や、病院間、病院・接骨院間のやり取りも勉強できました。

医師への紹介状作成では、断定的な表現は相手に失礼と言われますが、逆に曖昧な記述のみで何が言いたいのかわからない紹介状も見てきました。相手の時間を大切に、的確に要点をまとめるコツが必要です。やはり医師はたくさんいることを勉強しています。私たちもモキヤブラリーを増やし最新情報も取り入れ、相互に信頼できる関係を築きたいです。

怪我をしたら

「一番に連絡をもらえる」地域に頼られる院を目指したい

最近では、外傷治療における処置先の選択肢が繰り上がっているようです。



昔なら骨折したら接骨院、整形外科、大病院の順で連絡したのですが、最近は顧客(患者さん)の意識の変化のせいか、いきなり大病院を訪れる人も増えた。外傷患者の減少を受け、接骨院業界は慢性痛患者さんの獲得へシフト。その結果「接骨院は外傷を治療できない」というイメージとなり、悪循環が生じていると感じます。

接骨院ならではの外傷診療のやり方、意味を患者さんにきちんと訴求すべきですし、場合によっては(接骨院に変わる)新たな呼称をつける必要があるかもしれない。様々な特徴の接骨院が生まれ、「接骨院」が分かりづらくなっていると思いませんか?。

当院は、重度の外傷患者の数こそ少ないものの、歩行困難になつてしまつた患者さんからのご連絡に対しては往診にも伺います。患者さんの元に駆けつけ「動いていいか、いけないか」「救急車か、通院か」の判断だけでもしてあげると思いますが、社会的意義も大きいと思っています。

「怪我をした直後は接骨院に来ない方がいいと思つて…」と言う患者さんがいます。危機感を覚えます。「接骨院は手を使って怪我を治すところですよ!」と、周知を心掛けています。

将来は、怪我をした地元の方々が「病院・接骨院に行きなさい」ではなく「クリオに行きなさい」と真っ先に浮かぶような浸透を目指したいです。

外傷に強い院づくりのPOINT

柔整師ならではの高い身体技能(触診、手技)を最大限に活用。さらに患者との密なコミュニケーション、信頼構築など基本の積み上げも大切。報告書の書き方にも工夫を凝らすなど、『青砥駅前クリオ接骨院』は

「外傷に強い院」の態勢とイメージ構築に余念がない。

青砥駅前クリオ接骨院
東京都葛飾区青戸3-39-10-102

職場で実感した外傷治療の実力不足 4年間の病院勤務で腕を磨く

ひだまり接骨院 院長 黒須真一氏



「無理だ」と、焦りの日々を過ごしました。ある時のこと、肩を脱臼した患者さんを手当てしようとしたのですが、これが全然入らない！

「柔整師として自分は今まで一体何をやってきたのだろ」と。

結局4年間勤めたものの「やっぱり駄目かな」と、治療家を辞めて別の仕事に就くことも考えつつも、ダメ元で北品川の病院の門を叩くことに。「ゼロから再び修行し直そう」という不転の覚悟でした。24時間体制で手術や救急の患者を受け入れるなど、野戦病院のような現場。そこで4年間、外傷治療の実務経験を積み上げていきました。

21歳で免許取得、22歳で分院長、26歳から再修業して開業した時は30歳。これから長い修業時代の道のりが無駄ではなかったことは、後々になって実感できました。店舗は当初、駅前などの一等地で物件を探しましたが、家賃が高かったので結局駅前から離れた住宅街で住居兼治療院を構えることになりました。

開業当初は地域密着で、ほぼ慢性疾患

の患者さん相手に和気あいあいと営業しており、経営的には何の問題もなかった。しかし「何かものたりない」と感じ始めて…。開業から3年後のそんな折、「野球で怪我をした」という患者さんが数多く来院するようになったのです。この分野の外傷は自分にとって未知の領域。でも自分で勉強と治療をこなしていくうちにコツがわかってきた。それに伴い肘の怪我や離断性軟骨炎の早期発見に対しては断然エコー診断が有効だったため、早速、検査器を導入。以後、段々と外傷患者数が増えました。

現在の売上げ比率は自費、保険でほぼ半分位。慢性痛も診ますが、当院の軸はやはり外傷治療ですね。

創意工夫で外傷患者を 安定的に獲得

「外傷だけでも経営は十分成り立つ」

外傷治療の流れですが、まず入室時の様子をチェック。表情や足を引きずるといった見た目の情報を重視し、患者さんの状態を直感的に把握します。次にヒアリング、触診、エコーへと進むのですが、この過程が最も重要です。外傷治療では病院へ紹介するにしても、自分で処置するにしても、「診断のクオリティをいかに上げられるか？」が勝負。特に、対面で接することのない医師と密な連携を図るためには、紹介状の書き方がとても大切。できの悪い紹介

状には返事も来ない。過去、自分もよく失敗した。だから徹底的に研究しましたね。

また設備面ではエコー機器の導入は必須でしょう。外傷では初期診断が全て。問診、触診も大切ですが、機械を使ったほうが正確だし患者さんも安心します。画像評価できるエコーは接骨院としても心強い武器となる。エコーはレントゲンとは違う。これから真剣に外傷分野を強化したいなら習得、導入すべきです。

痛感するのは「外傷治療を行えば自費診療の幅が確実に広がる」こと。よく「外傷一本でも食べていけるの？」と聞かれますがもちろんです。私を見てください。土日はスポーツ関連の活動をしていて、院は営業していません。第1と第3木曜は休み。実質ほぼ週4回の営業のみでもきちんと経営が成り立っている。ここ2カ月間だけでも骨折患者が20人以上もいる。慢性腰痛、肩こりの患者さんしか来ない土曜日は完全に休みとし、普段の営業時間も午後は学校終わりの4時以降にわざわざ設定するなど効率化の工夫もしています。

専門学校など教育機関に求めることは、外傷専門の講義や実技を増やすなどもっと力を入れてほしい、ということ。卒業後に慌てても遅い。骨折患者が来たら逃げ出すような柔整師も多い。無理のないことです。業界全体が「外傷離れ」にならないよう、早期教育も必要

小中学校時代はバスケ、空手などで怪我也多く、接骨院にはよく通いました。また母が院でバイトをしており、漠然と「将来こんな道に進めたらな」と、大東医学技術専門学校へ進学。卒業後は総合病院に勤務し、リハビリ科で脳梗塞などのリハビリを勉強。1年後、接骨院の分院長として採用されました。

そこは慢性疾患（肩こり、腰痛）の患者さんがメインの院。そんな患者さんに対する治療は問題なかったのですが、時々訪れる外傷患者への処置が全然できず…。大きな挫折感を味わいました。患者さんへの説明の仕方、固定

や整復が全くできない。「学校で習った知識だけでは駄目。開業などとうて



**外傷に強い
院づくりの
POINT**

性能の良い設備（機器）の導入、外傷に特化した院を地域に知らしめる周知活動（チラシなど）、そして地域貢献を兼ねた様々な院外活動（トレーナー、救護、定期検診など）を上手にミックスし「外傷に強い院」を

打ち出すのが『ひだまり接骨院』の手法だ。

ひだまり接骨院
埼玉県加須市諏訪1-19-15

外傷治療を院の目玉に掲げる際、3つのポイントが大切です。まず設備面。性能が良いエコーの導入です。次に伊藤超短波社製の治療機器。これは評判が良く「骨折などが早く治る」「痛みが早くとれる」「復帰が早い」などの声をいただいています。導入設備の性能の良さが口コミで広がり、次の患者さん呼び込みです。

**設備（エコー）、周知活動に加えて
競技現場のサポート
などにも力を入れる**

です。当院は希望者には随時見学もさせています。

2つ目が周知活動。開業から広告を一切打たなかった当院でも3年前にチラシを制作。「外傷に強い院」を積極的に訴求しています。また「緊急ダイヤル」と称して24時間、電話一本で駆けつける仕組みもつくった。チラシやパンフで患者さんに対して自分がやっていることを正確に伝えることで、来院数に差がつかず。

最後にコネクションづくり。私の場合、毎週土曜、日曜日はトレーナーとして怪我の手当てなどの競技チームサポートや、「メディカル救護」などのボランティア活動に力を入れています。地元の大スタフとして万一の怪我をした場合は処置可能だし、普段から

少年野球から野球部までの肘検診を行う。競技の現場に身を置くことで自然と人脈も広がり、周知にもつながる。外傷患者を増やしたければただ待っているだけでは駄目。集客のためには仕掛けも大切です。

自分のやりたい事＝外傷の分野を単に追求していっただけですが、こうした仕組みを考え、実行することで外傷の患者さんを取り戻すことは難しいことではないと思っています。これからは地元中心にスポーツ関連への積極的な関わり、緊急対応などのチャンネル強化で、外傷にこだわっていききたい。そしていつか将来的には、外傷専門の院を作りたいですね。

驚異のソフトブロックテクニック!! 「パーフェクトクラニオロジー協会」は正会員を募集しています。

*** 短時間で劇的効果! * 誰でもできる簡単テクニック!**
*** 1回の受講でスグ使える! * 今の手技と併用できる!**

「**確固たる診断理論と技術が、あなたの治療の指針となります!**」
 科学的・論理的な技術を学ぶ人が772名(協会設立12年)を超えました!世界最先端の技術が競合店に差をつける!
 ● ベーシックコース受講料:正会員8,100円 非会員20,000円(体験受講は10,000円のみ)
 ● テキスト:5,400円(税込)
 ● ソフトブロック(2個セット):30,000円(入会すると特典として無料進呈)※ソフトブロック実用新案権(特許)取得

● **入会金30,000円 年会費20,000円(今なら初年度年会費免除!)** ●
 ● **上限額1億円の傷害保険加入可能(有資格者+7,000円 無資格者+10,000円)**

詳しくは下記にお問い合わせ下さい
 [問合せ・申込先] パーフェクト クラニオロジー協会 TEL・FAX : 03-3736-6508
 URL : <http://www.perfect-craniology.jp/> MAIL : csf_practice@yahoo.co.jp

創始者：宮野 博隆
 元PAAAC/SOT研究委員長
 米国SOT優秀インストラクター賞受賞
 2000年米国で国際仙骨後頭骨学会
 研究者大賞受賞(日本人唯一)
 過去に掲載された特集/ウーリムマガジン・
 ビジネスステータ・シャキッと・その他多数

「**ベーシックコース**」(事前申込制)
 【講師】市橋 悟 (PCA公認インストラクター)
 【日時】毎月第4日曜日 AM10:00～PM5:00
 【会場】東京都大田区東蒲田 2-29-13 オタマビル 1F
 「**臨床コース**」
 【講師】宮野 博隆 (毎月第2日曜日)



「鍼灸」は「効果」があるのか？

文●関忠雄

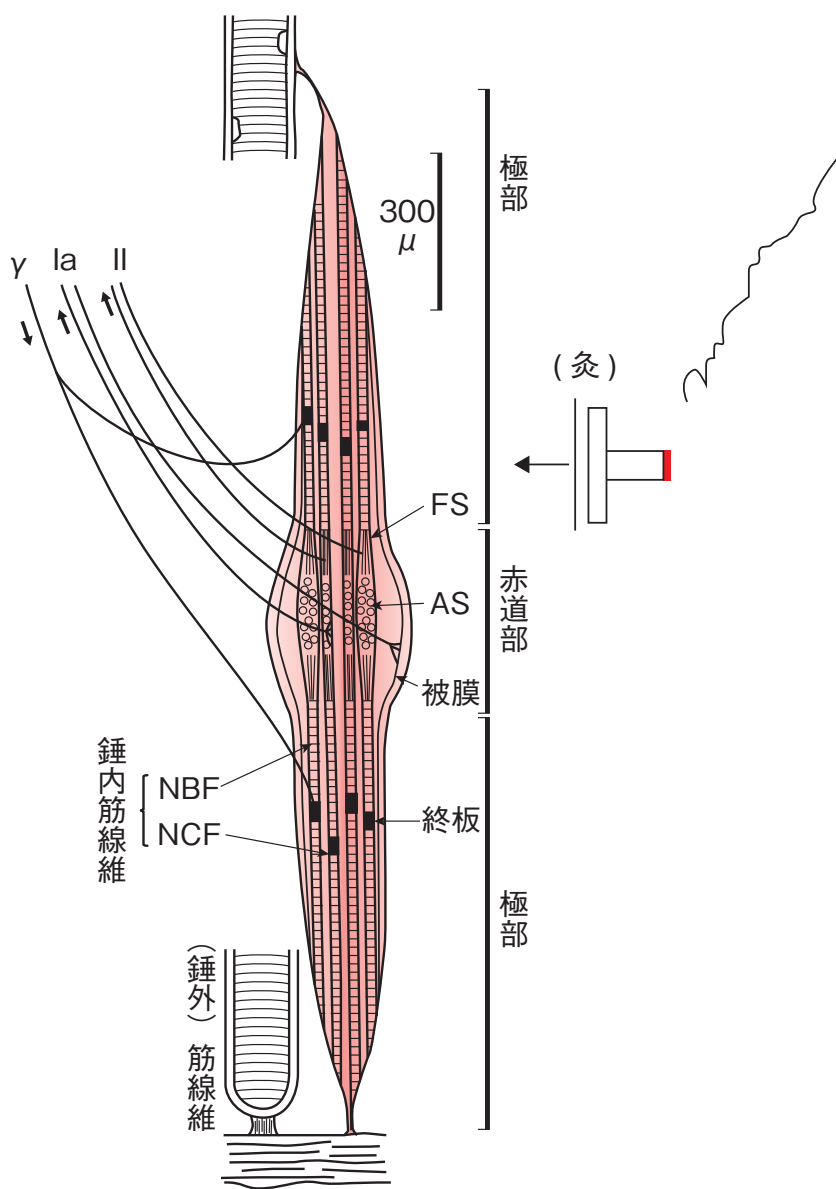
第6回 灸療法

灸療法の概要

灸療法は主に筋紡錘に温熱刺激を与えて緊張をほぐすものである。古代の人は多くの経験からヨモギから作られる「もぐさ」は、燃焼温度が低いが火傷を起こすことができることを知り、灸療法に活用してきた。現代の灸の学校では「もぐさ」は体への作用、燃焼速度、

温度、加工の容易さ、原料の調達など最適な素材だと教えている。しかし、「もぐさ」は低い温度で火傷を起こすことができるだけで、「もぐさ」という素材そのものに大きな意味はない。
筋紡錘は第Ⅰ度熱傷(発赤する程度の火傷)でも充分に伸展するの
で、以前は「もぐさ」の下に味噌をひいたり塩をひいたりする間接灸が

よく用いられてきた。肌に灸跡を残すことを嫌う人には「せんねん灸」のような間接灸がよいかもしれない。瘢痕(はんこん)火傷の跡を残す第Ⅱ度熱傷は火傷毒素を生じさせるので間接灸とは異なる。この灸の跡を残す方法は体内に火傷毒素を生じさせ身体の免疫力を高める。身体を丈夫にしたい人は多少の熱さを我慢してもこちらを薦めたい。



灸療法の原理図

間接灸の温熱効果

灸療法が鍼や指圧と最も異なる点は、その刺激が温熱刺激によることである。人体を上皮組織・結合組織・筋肉組織・神経組織の4つに分け、結合組織を体のさまざまに構造物や臓器のすき間をうめる組織とすると、間接灸をすすめるのはこの結合組織に発赤程度の第Ⅰ度熱傷を人為的に起こすことを意味している。

第Ⅰ度熱傷が起こると皮膚の毛細血管は緊張を失って拡張する。つまり、熱傷が血管や運動神経に影響を与えているのである。第Ⅰ度熱傷は数日で治癒し、瘢痕を残さない。間接灸は火傷の程度が軽く心地よい刺激である。

直接灸はごく浅いが第Ⅱ度熱傷を人為的に起こし、水泡・発熱・腫脹・湿潤をもたらす瘢痕を残す。

以前筆者は温熱効果という灸の基本的な効果を得ようとするならば、直接灸でなければならぬと思っていたが間接灸で充分であることが分かった。また間接灸は灸跡をつくることを好まない現代人の要請でもある。原理と異なるので

なければ、新しい方法を取り入れるのをためらう必要はない。

直接灸の免疫効果

①三里への直接灸

筆者が師事した倉島宗二氏は毎日三里へかなり大きな直接灸をしていた。直接灸は火傷によってできた火傷毒素(ヒストキシニン)が栄養分になって体が丈夫になるという。

戦争中に灸療法が盛んだったのは、栄養状態が悪く免疫力低下が原因の「結核」が死亡順位の上位にあったことによる。当時の社会条件では「結核菌」に対して体に抵抗力をつける以外に対抗する手段がなかった。鍼灸界の重鎮だった代田文誌氏や深谷伊三郎氏は灸療法が結核を予防するのに効果的であるということを経験から導き出していた。

戦争が終わって栄養状態が改善されると「結核」は急速になくなり、今では糖尿病や癌が問題になっている。灸療法の免疫学的研究が下火になってしまったのは世の中の問題意識が異なった所に移ったためである。いまだにヒストキシニンの研究は昭和15年で止まったままである。

②疣贅(いぼ)と灸療法

『現代針灸写真シリーズNo.4』(倉島宗二、医道の日本社、1993年)にはいぼについて次のように書かれている。「針の効果は不定であるが、灸治療は速やかな消褪(しょうたい)・症状がなくなることをみる症例が多い」「青年性疣贅には親いぼがある。最初に発生した一番大きな親いぼを選び、その直上へ米粒大のもぐさを20〜30壮すすえる。親いぼの消褪にしたがって順々に娘いぼも消褪する」とあった。自分も何例か試みたがほとんどのいぼは消えた。

皮膚科の本には「いぼの腫瘍組織に対するリンパ球を中心とする細胞性免疫反応が、多数の腫瘍の自然消褪のもとだった」と書かれている(田上八朗『皮膚の医学―肌荒れからアトピー性皮膚炎まで』中公新書、1999年)。

皮膚科学は医学・生物学の進歩を反映する最先端の学問に変化している。その中でも「いぼ」の問題は腫瘍免疫と発癌の問題意識で考えられている。最新の皮膚科学での問題が、はるか以前の灸療法で考察されていたことであるとは驚きである。いまだに灸療法は意味を失っていない。



関 忠雄

Seki Tadao

- | | | | |
|-------|-------------------------------------|-------|----------------------|
| 1949年 | 長野県生まれ | 2005年 | 佐野動物病院にて獣医学を研修 |
| 1973年 | 中央大学法学部卒業 | 2006年 | 名古屋市れもん鍼灸接骨院院長 |
| 1978年 | 早稲田鍼灸専門学校卒業 | 2013年 | アルゼンチン(F・バレイラ)鍼灸院院長 |
| | 倉島宗二師に師事 臨床鍼灸学を研修 | 2016年 | アルゼンチン、ドイツ、日本(名古屋市)に |
| | 関鍼灸治療室を開設 | | レモンバーム・アカデミー開設 |
| 2003年 | 新潟大学医学部第一解剖学教室で末梢神経(自律神経:迷走神経)解剖を研修 | 2018年 | アルゼンチンから帰国 |
| | 研究題目「迷走神経と経絡との解剖学的相関について」 | | |

間もなく始まる**確定申告。**

NPO法人「日本手技療法協会」の**会員税理士**がご**支援**します!!

治療院のための確定申告応援隊

検索



税理士法人MBL 本部

北海道岩見沢市5条西3丁目2-10
5条プラザビル2F ☎0126-23-8311

☎ <http://www.mk-cg.com/>
会計・税務はもちろんのこと経営に関する参謀役としてご用命ください。
ランチとして札幌オフィス(時計台通り)がござい
ますので、こちらもご利用ください。



高橋二郎税理士行政書士事務所

宮城県仙台市若葉区五橋3-5-21
☎022-212-4751

☎ <http://www1.odn.ne.jp/jirou-tax/>
杜の都仙台的むにゃむにゃ通りの税のコンビニ。仙台
駅より徒歩12分、地下鉄南北線五橋駅より徒歩4分。
地下鉄東西線連坊駅より徒歩9分。年末調整、法人成
り、相続・贈与など、お気軽にご相談ください。



奥山享税理士事務所

山形県山形市五十鈴1-3-27
☎023-641-8596

✉ okuyama-tooru@tkcnf.or.jp
今年の確定申告はおまかせ下さい。
会計や税務はもちろん、経営全般についても、
親切・丁寧にサポートいたします!お気軽にお問
い合せください。



高澤会計事務所

千葉県千葉市花見川区幕張町5-187-2
盛ビル3階 ☎043-272-3001

先生には施術に専念していただきます。
昨年には面倒で大変だった、今年初めてで不安だ
…。
心配ありません!煩雑な計算・申告書の作成は
私達にお申し付けください。



税理士法人 CCube

東京都中央区銀座5-14-10
第10矢野新ビル8階 ☎03-3545-2423

☎ <https://www.c3-c.jp>
✉ info@c3-c.jp
東京の銀座本社と池袋、立川、横浜に支社があります。
地の利を活かしたフットワークの軽さと丁寧なサポートが
自慢です。
お気軽にご相談ください!



半沢明美税理士事務所

東京都目黒区上目黒3-1-2
KM中目黒ビル5階 ☎03-3794-8711

女性ならではのきめの細やかさで、親切・丁寧
に支援させていただきます。ぜひ、お気軽
にご相談ください。



小柳会計事務所

東京都江戸川区南小岩8-2-14
オギビル2F ☎03-5693-0855

攻めの経営で黒字企業を目指しましょう。そ
のお手伝いを当事務所が行います。



ヴァンガード マネージメント オフィス

東京都府中市宮西町5-6-8
叶屋ビル301号 ☎042-370-1728

☎ <http://vanguardwan.com/>
✉ info@vanguardwan.com
当事務所は経理事務・確定申告の他、助成金・補助金申請
や社会保険手続き、融資相談、増収・増患のアドバイスな
ど、治療院経営に必要な全てについて治療院経営者を応援
しています。是非ホームページをご覧ください!



池野光弘税理士事務所

神奈川県川崎市川崎区東田町3-19
アービラ東田303 ☎044-222-1216

「そろそろ確定申告の準備もしなくちゃ…」
お任せください!煩わしい確定申告をバック
アップいたします。
まずはお気軽にお電話ください。



税理士池田兼男事務所

神奈川県横浜市神奈川区沢渡1-2 菱興高島台
第2ビル4階 ☎045-314-1250

横浜駅西口より徒歩9分。確定申告、記帳、
経営相談、資金繰り、新規開業、法人設立
等、何でもお気軽にご相談ください。いずれ
も適切迅速に対応いたします。



八木時雄税理士事務所

神奈川県相模原市緑区橋本6-27-2
☎042-773-9266

☎ <http://www.tkcfn.com/yagi-kaikei/>
✉ yagi-tokio@tkcnf.or.jp
医療・福祉業界に力を入れている事務所です。
確定申告、経営相談、新規開業等お気軽にご相
談ください。皆様のご発展、成長を心より願って
おります。



山崎暁生税理士事務所

神奈川県茅ヶ崎市本宿町3-7-2F
☎0467-55-2140

✉ ak-ts@tkcnf.or.jp
確定申告は当事務所にお任せください。国税経
験豊富なスタッフを中心に所一体で支援します。
日中あまり時間を取れない方、平日時間外、土日
等でも予約によりできるだけ対応いたします。



あすか中央税理士法人

新潟県長岡市宮原3-12-16
☎0258-35-8760

確定申告はもちろんのこと、トータルサービス体
制の確立で永続発展をサポート致します。
025-280-0100(新潟事務所)でも対応しており
ますので、お気軽にご相談ください。



大嶽公認会計士・税理士事務所

静岡県沼津市五月町20-19
オオタケビル ☎055-924-6222

☎ <http://www.ohtake-cpa.co.jp>
✉ office@ohtake-cpa.co.jp
確定申告はお任せください。申告書の作成から経理代行、
給与計算、財務分析、法人化や融資サポートまで幅広い
ニーズに対応致します。若いパワフルな職員が多い事務所
です。まずはお気軽にご相談ください。



服部光雄税理士事務所

滋賀県栗東市小柿10-11-14
☎077-554-3711

あなたの夢やビジョンの実現を親身になって支
援します。
開業支援、確定申告、節税対策、事業計画、融資
相談、法人設立、事業承継、相続対策など総合
的にサポートします。



小野勝史税理士事務所

大阪府大阪市西区本田2-1-39-305
☎06-6584-3120

☎ <http://www.kaikei-home.com/onomasafumi/>
✉ masafumiono@eacw2.bb4u.ne.jp
①31年から関与される方は、無料で確定申告をします。
②顧問料は、月額(税込)5,400円から(応相談)。
③決算料その他、顧問料以外は一切いただきません。



新島会計事務所

大阪府大阪市東淀川区瑞光1-2-3
井上ビル3F ☎06-6329-2804

関西方面の皆様!
申告・節税は素人では無理です。当事務所は
整骨院、介護事業所専門です。プロにお任せ
ください。親切丁寧に対応致します。今すぐ
お電話を!



村田健二税理士事務所

広島県福山市沖野上町5-29-27
大黒ビル2F ☎084-959-3605

☎ <http://www.hiroshima-zeirishi.com>
✉ k.murata@hiroshima-zeirishi.com
福山市で確定申告するなら当事務所にお任せく
ださい!
業界経験豊富な代表税理士が懇切丁寧に対応い
たします。初回面談は無料です!



川上智也税理士事務所

香川県高松市鶴町1035番地7
鶴町ビル2階 ☎087-813-0166

確定申告「54,000円～」サポートさせて頂いて
おります。
会社組織への変更、介護事業への進出、他院の
成功事例等のアドバイスも可能です。初回60分
相談無料です!



ブレイン中村会計事務所

香川県高松市今里町1-28-5
☎087-833-2588

✉ brain@tkcnf.or.jp
確定申告の申告期限は3月15日です。日々の帳
簿のつけ方、従業員に関することなど、分からな
ことがありましたら、こんなことと思わずにお
気軽にご連絡ください。

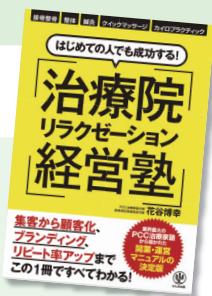


税理士法人タックスサポート・イトカズ

沖縄県宜野湾市我如古446-1
(宜野湾事務所) ☎098-898-3787

☎ <http://www.kaikei-home.com/itokazu/>
当事務所は医療経営・相続(事業承継)に特化し
ています。税理士、社労士、行政書士、ファイナン
シャルプランナー等の資格保持者を擁し、皆様
の経営を全力でサポートします。お気軽にご相
談ください。

花谷博幸 (はなたにひろゆき)
PCC治療家塾主宰
2017年1月出版「治療院リラクゼーション経営塾」
柔道整復師求人募集中
バランス整骨院 <http://balance-yanasegawa.com/>



勝ち組治療院のツボ

vol. 57 花谷博幸

2019年は値付けの年

新年あけましておめでとうござい
ます。PCC治療家塾の花谷博幸です。
2019年は「働き方改革」「消費
税」から「オリンピック」へと、大きな
イベントに合わせる「値付け」の年と
理解しています。
特に消費税率のアップが10月に予定
されており、それに合わせて治療費を
いくらに変更していくのか、店舗ごと
にきちんと考えなくてはなりません。
「値上げ」というのは経営者にとって
勇気のあることですが、それをしなけ
れば利益が出なくなるのも事実です。
一般消費者として消費税を支払ってい
る以上、受け取る側になっても適正に
いただかなくてはなりません。

断じます。逆にその数字に達していない
治療院が値上げをすると、来院数は当
然ですが一緒に売り上げのダウンも起
こります。その場合にはまだマーケット
から評価をもらっていないということ
を真摯に受け止め、消費税分は据え置き
とすることで結果値下げをしていかな
ければなりません。また修工期として
治療技術、経営力、人間力を磨く時期な
のだと理解してください。値上げをする
ということは来院数は減少するものの、
売り上げは上がるというのがゴールの
姿です。あとはタイミングの問題で、今
年のように消費税が変わるタイミング
は本格的に検討していくべきです。値上
げを進める際には3カ月以上の準備が
必要です。VIPへの事前告知、値上げ
のタイミングで備品の購入・交換や新し
いサービスの導入などを行うことで値
上げの抵抗感を少しでも減らすように
すべきです。ある治療院では来院数が多
くなり過ぎて事前告知なしで値上げを
して、患者さんが1/10に減ったという
事例もあります。

繁盛してからの成功の阻害要因は、
「傲慢と怠慢」です。いきなり思い付き
のように値上げをするという態度こ
そ「傲慢怠慢」だということに気付か
ない方は値上げプロジェクトが失敗す
る、というのが私の持論です。しかし
時間をかけて計画的に値上げを進め
ると上手くいくものです。今年1月か
ら10月に向かってタイミングを今から
測ることが必要ではないでしょうか。
通常だと価格変更は1.2倍を理想
とし、1.3倍を超えると顧客層が変
わるというリスクが生じます。今回の
消費税アップ分は2%です。そのあた
りの数字を理解して値上げを検討し
てください。キャッシュレス社会がこの
消費税のタイミングで一気に進むはず
です。カード導入も含めて支払いスタ
イルが日本中であつという間に変わる
ことでしょう。経営者としても生活者
としても2019年は大きくお金の
取り扱い方が変わる年ですので、情報
収集がより一層重要になることが予
測されます。

訪問 マッサージ 第39回の 現状

「受領委任制度
参加保険者」

NPO法人日本手技療法協会 佐藤吉隆

今年1月1日からあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう療養費（あはき療養費）に受領委任制度が導入されました。1月1日から受領委任制度に参加する保険者が昨年11月から厚生労働省（厚労省）のホームページに掲載されています。参加保険者は共済を除く3367の保険者中1249団体と全体の37%しか参加していません。今回は訪問マッサージの現状と参加保険者、不参加保険者を詳しく見てみたいと思います。

参加保険者を保険団体別に見ていきますと全国健康保険協会（協会けんぽ）は、船員保険を含めて100%が参加しています。続いて市町村が運営する国民健康保険（市町村国保）の参加率が63・1%、国保組合が46・9%、後期高齢者医療広域連合（後期広域連合）が36・2%、健康保険組合は1・8%となっています。

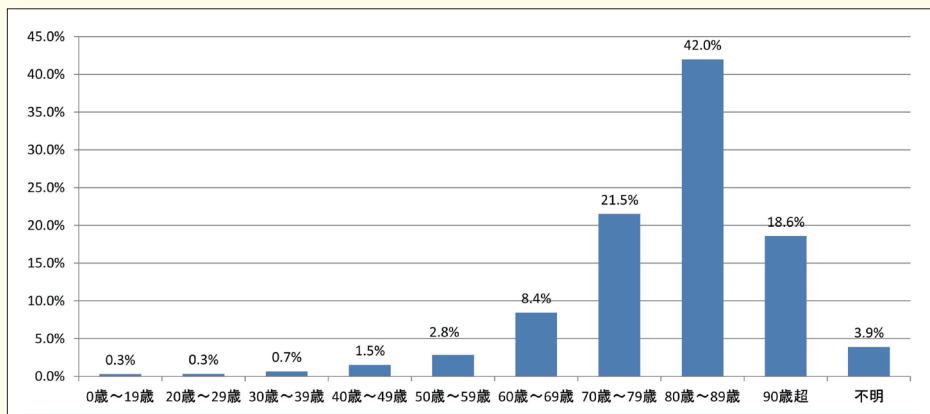
協会けんぽの参加率が高いのは前身が社会保険庁で行っていた政府管掌健康保険であるため、厚労省の意をくんだものと考えられます。一方で健康保険組合は一番低い参加率となっています。

私の過去の経験や厚労省が社会保障審議会医療保険部会のあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう療養費検討専門委員会に昨年提出したデータを見ると、訪問マッサージの患者さんの年齢は70歳以上の高齢者が8割を超えています。

70歳以上74歳までの高齢者のほとんどは、市町村国保に加入しています。75歳を越えると後期広域連合の健康保険を所持しています。つまり、被用者保険である雇用されている人が加入する協会けんぽや国保組合、健康保険組合の参加率が低くてもあまり訪問マッサージには影響がありません。75歳未満で子弟の扶養家族になっている場合は影響がないとは言えませんが、近年核家族が多いためそのような人は多くありません。

それでは被用者保険以外のあはき療養費受領委任制度に参加している市町村国保、後期広域連合の保険者数を見

あん摩マッサージ指圧療養費の患者年齢分布



ていきましょう。

市町村国保は全国1716保険者中1083が参加しています。参加保険者が多いように感じますが、都道府県単位で見ますと県内全ての市町村がこの制度に参加しているのは14県にすぎません。また、市町村の参加が1つもない0の府県も10府県あります。後期広域連合の参加は47保険者中17保険者と

市町村国保と後期広域連合ではき療養費受領委任制度参加保険者数

都道府県	市町村国保		後期広域連合	
	参加	総数	参加	総数
北海道	105	157	0	1
青森	6	40	0	1
岩手	33	33	1	1
宮城	29	35	0	1
秋田	18	25	0	1
山形	27	32	0	1
福島	44	59	1	1
茨城	44	44	1	1
栃木	24	25	1	1
群馬	34	35	0	1
埼玉	47	63	0	1
千葉	36	54	0	1
東京	56	62	0	1
神奈川	33	33	1	1
新潟	0	30	0	1
富山	15	15	1	1
石川	19	19	1	1
福井	17	17	1	1
山梨	27	27	1	1
長野	0	77	0	1
岐阜	42	42	1	1
静岡	24	35	0	1
愛知	54	54	1	1
三重	29	29	0	1
滋賀	0	19	0	1
京都	0	26	0	1
大阪	0	43	0	1
兵庫	0	41	0	1
奈良	39	39	1	1
和歌山	0	30	0	1
鳥取	16	19	1	1
島根	19	19	1	1
岡山	26	27	0	1
広島	19	23	0	1
山口	4	19	0	1
徳島	23	24	0	1
香川	0	17	0	1
愛媛	20	20	1	1
高知	30	34	0	1
福岡	6	60	0	1
佐賀	0	20	0	1
長崎	20	21	1	1
熊本	45	45	1	1
大分	0	18	0	1
宮崎	1	26	0	1
鹿児島	40	43	0	1
沖縄	12	41	0	1
全 国	1,083	1,716	17	47

平成31年1月1日現在

なっています。市町村国保、後期広域連合とも近畿エリアの不参加が目立っています。今年1月1日の受領委任制度に間に合わせるよう、慌ただしく動いたあはき師や治療院はこの参加数を見てどう感じたでしょうか。

今回の保険者の追加参加は4月1日までありません。4月1日からあはき療養受領委任制度に参加する保険者は、参加委任状を昨年12月28日までに提出した保険者です。つまり、4月1日までは現状の参加数が続きます。保険者には参加する自由もありますし、辞めることもできるのでその時の保険者数がどうなるか注目しています。1月1日から受領委任制度に参加した保

険者を公表する厚労省のホームページに、「保険者等の制度への参加について 受領委任の取扱いは、制度に参加する保険者等に関する取扱いです。各保険者等の制度への参加やその時期については保険者等により異なるのでご注意ください。（制度に参加するまでは、各保険者等のこれまでどおりの取扱いとなります）」との案内が記載されています。

このことから当分の間は償還払い、代理人払い、受領委任の3種類の申請が行われます。償還払いの保険者に加する患者さんは費用の立替が発生するため、訪問マッサージの治療を受けづらい状態が続きます。代理人払い、受領委任の場合

はあまり患者さんが意識することはないと考えられますが、施術者側は代理人払いと受領委任では申請用紙が違いますので作業量が増加します。まだ発足したばかりの制度ですので、この先どうなるか見越すことはできません。

あはき師は現在の参加保険者数のために療養費検討専門委員会でも長期間話し合ってきたのではないと思います。また、厚労省にとっても先の裁判での整合性より不正請求を防ぐことを優先して受領委任制度を構築してきたのですから、「笛吹けども踊らず」にならないよう、少なくとも市町村国保と後期広域連合の全保険者が参加するまで、頑張っていたいただきたいと心から願っています。

保険が適用される「訪問医療マッサージ」の基礎から療養費支給申請書の提出までを、営業ノウハウを中心に懇切丁寧に指導しますので、独立、開業や他業種からの参入が容易にできます。実際に治療院を開業・運営していたベテランの講師が、具体的な事例を数多く入れた実践的な研修を行いますので役立つ知識が身に付きます。さらに3日間コースでは治療に関連するその他さまざまな情報を提供します。また、研修終了後も質問等を受け付けていますので安心です。

2日間でも
研修可能！

目的 高齢社会に貢献する訪問医療マッサージを行うあん摩マッサージ指圧師（あま指師）の育成および訪問医療マッサージ業の普及を目的として研修制度を確立し実施する。特に優秀な成績で研修を修了したあま指師に対しては、優良訪問あん摩マッサージ指圧師として認定し支援を行う。

対象者 あま指師資格者、専門学校生および国家試験受験資格者、未資格者で訪問医療マッサージを開業する予定の経営者、営業担当者、事務担当者、他
※この研修は「あま指師」の資格を取るものではありません

認定条件 本研修講座の3課程を修了し、優秀な成績を修めた「あま指師」。未資格者の認定制度有（有料・詳細はお問い合わせください）。

研修費用（税込） 3日間コース：会員8万円 / 一般10万円
2日間コース：会員7万円 / 一般10万円

時間 10:30～17:00（3日目は～16:30）
※変更、延長する場合があります。

場所 東京都千代田区神田淡路町（会場変更の場合あり）

定員 各回若干名（会員優先）

申込方法 申込後、当協会より申込用書類を送付します。用紙に必要事項を記入捺印し返送してください。申込書到着によって正式に申込み受諾とし、研修参加許可書を郵送いたします。
※なお、定員になり次第締め切りますのでお早めにお申し込みください。ご希望の日程が取れない場合もありますのでご了承ください。

前準備 受講に際し、事前に準備や調査を行っていただくことがあります。詳細はお問い合わせください。

受講時、持参していただくもの

名刺、筆記用具、ノート、他。テープレコーダー持参可

マッサージ研修 研修実施日

第296回	2月6日水～	2月8日金
第297回	2月18日月～	2月20日水
第298回	3月6日水～	3月8日金
第299回	3月18日月～	3月20日水
第300回	4月3日水～	4月5日金
第301回	4月15日月～	4月17日水
第302回	5月8日水～	5月10日金

※研修日程は基本的に毎月第1週目の水～金曜日、第3週目の月～水曜日です。研修日程は変更になることがあります。この研修はあま指師の資格をとるものではありません。

研修内容と時間

	研修内容	時間
1日目	営業開発	10:30～17:00
2日目	営業開発・業務管理	10:30～17:00
3日目	治療関連	10:30～16:30

※2日間のコースには3日目の研修内容がありません。

※研修内容および時間は変更することがあります。

研修科目

営業開発研修（1.5日間）	
訪問マッサージの知識	訪問マッサージの意義と目的 保険請求のための基礎用語と知識
健康保険の仕組みと介護保険	健康保険の種類と負担割合 医療助成と保険請求 介護保険の特徴と要介護度
患者新規開拓	パンフレットの作成と内容 営業先の選定と問題点 効率的な営業方法
ケアシートと同意書取得	患者情報収集とケアシートの作成 同意書の申請取得の実際 文書の取扱方法
生活保護	給付要否意見書
業務管理研修（0.5日間）	
スケジュール作成と管理	作成上の注意点 クレームの実例とその対処法
療養費支給申請書	書き方と提出方法
治療関連研修（1.0日間）*2日間コースは除く	
レセプト発行ソフト RecePro（R-up） デモンストレーション	患者情報入力からレセプト発行まで
施術トラブル	責任の明確化と示談交渉等の対応法 施術家向け賠償責任の現状 事故発生状況と示談金額の傾向・他
保険者対応	問い合わせ等への対処方法 保険者主導請求の回避方法 賢い請求団体の選び方
治療院運営実例と総括質問	治療院業務の実際 質疑応答

求人情報

社 正社員 契 契約社員 A アルバイト 他 その他
 給 給与 勤 勤務時間 休 休日 待 待遇
 地 勤務地

応募の際は直接お電話で応募先にご連絡をしていただき、履歴書を送付してください。

求人情報のご案内

次号(63号)は平成31年4月25日発行を予定しています。掲載される方は3月10日までにお申し込みください。ただし、枠が埋まり次第、締切りとさせていただきますのでお早めにお申し込みください。

ひーりんぐマガジン編集部 TEL03-5296-9061 FAX03-5296-9056

サイズ	掲載料金	
1/2 PAGE	¥97,200	1/2 PAGEはデータを作成していただいたの投稿となります。
1/4 PAGE	¥54,000	1/4 PAGE以上は写真が掲載されます。
1/8 PAGE	¥32,400	1/8 PAGE以上はキャッチコピー、PR文章が掲載されます。
1/16 PAGE	¥16,200	

※メディックス会員の掲載金額につきましては、メディックスより16,200円の賛助金が支給されます。

求人情報は、WEBひーりんぐマガジンにも掲載されております。 <http://www.e-shugi.jp/>

東京都江東区 **契 A**

都営新宿線 東大島駅 徒歩 15分

柔整師、鍼・灸師、あま指師、
整体師、セラピスト

他 学生可、未経験者歓迎
給 [契]当社規定による
[A]時給950円～1400円
※試用期間有
勤 9:00～19:30、土曜9:00～18:00
休 日曜・祝日、夏期休暇、年末年始
待 社保完、交支給(全額)、昇給随時
地 江東区

東砂ひかりはりきゅう
整骨院鍼灸院
東京都江東区東砂 2-5-12
☎ 03-3648-5069 担当 / 採用担当

東京都板橋区 **社契 A**

都営三田線 板橋区役所前駅 徒歩 7分

柔整師、受付助手

他 学生可、未経験者歓迎、経験者優遇
給 [社][契]当社規定による
[A]時給1000円～ ※試用期間有
勤 8:30～20:40(昼休憩13:00～
15:00)(土曜は18:30まで)
アルバイトは1日4時間以上、
週1日から可能
休 日曜・祝日、夏期休暇、年末年始、その他
待 雇用保険、労災保険([社][契]のみ)、
交支給(全額)、昇給年1回
地 板橋区

いちの整骨院
東京都板橋区仲宿 48-18 田川ビル1F
☎ 03-5875-3116 担当 / 市之瀬

千葉県船橋市 **その他 社 A**
1店舗

西船橋駅 徒歩 1分

柔整師、鍼・灸師

他 学生可、未経験者歓迎、経験者優遇
給 [社]月給20万円～35万円
[A]時給1000円～ ※試用期間有
勤 平日11:00～21:00
土曜11:00～20:00
日曜11:00～18:00
休 火曜、夏期休暇、年末年始
待 雇用保険、労災保険、
交支給(2万円迄)、賞与年1回
地 船橋市、江戸川区

ワイズ整骨院 西船橋店
千葉県船橋市印内町 579-1
☎ 047-778-2260 担当 / 眞々田

埼玉県新座市 **その他 社**
8店舗

東武東上線 志木駅 徒歩 1分

柔整師、鍼・灸師、あま指師

他 学生可、経験者優遇
給 [社]月給23万円～35万円
※試用期間有
勤 10:00～13:00/15:00～20:00
(月曜・金曜は21:00まで)
土曜9:00～14:00
休 日曜・祝日、夏期休暇、年末年始、
その他
待 社保完、交支給(全額)
地 新座市、板橋区、和光市、朝霞市

整骨院らくあ 志木駅前院
埼玉県新座市東北 2-37-14
☎ 048-423-2369 担当 / 採用担当

愛知県丹羽郡 **その他 社 A**
1店舗

柏森駅 徒歩 10分

あま指師

他 未経験者歓迎
給 [社]当社規定による
[A]時給1500円～ ※試用期間有
勤 9:00～17:00
休 週休2日、夏期休暇、年末年始、
その他
待 社保完、交支給(全額)、昇給随時
地 愛知県丹羽郡、岐阜県美濃加茂市

レイス治療院
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字白山前522
☎ 0120-013-552 担当 / 採用担当

東京都江戸川区 **社契 A**

京成小岩駅 徒歩 2分

柔整師、鍼・灸師

他 学生可、未経験者歓迎、経験者優遇
給 [社][契]月給18万円～25万円
[A]時給1000円～1200円
※試用期間有
勤 9:30～20:30、月曜 9:30～18:30
休 火曜・祝日(週休2日も可)、
夏期休暇、年末年始
待 雇用保険、労災保険、
交支給(1万2千円迄)、賞与年1回
地 江戸川区

京成小岩しんき接骨院
東京都江戸川区北小岩 2-8-25
☎ 03-3673-0345 担当 / 中村

東京都昭島市 **社 A**

西立川駅 徒歩 2分

柔整師

他 学生可、未経験者歓迎、経験者優遇
給 [社]当社規定による
[A]時給1000円～1500円
※試用期間有
勤 8:30～12:30/14:00～20:00
土曜8:00～15:00
休 日曜・祝日、年末年始、その他
待 雇用保険、労災保険、
交支給(2万円迄)
地 昭島市

ハハナ整骨院
東京都昭島市東町1-16-7
☎ 042-548-4187 担当 / 内海

千葉県市川市 **その他 社 A**
1店舗

東西線 南行徳駅 徒歩 3分

柔整師、鍼・灸師、あま指師

他 学生可、未経験者歓迎、経験者優遇
給 [社]月給21万円～ [A]時給1000円～
※試用期間有
勤 ①11:00～21:30 ②11:00～20:30
(シフト制)日曜・祝日11:00～18:30
休 週休2日、夏期休暇、年末年始、
その他
待 社保完、交支給(2万円迄)、
昇給年1回、賞与年1回
地 市川市、足立区

TIP南行徳整骨院
千葉県市川市相之川 4-9-10 ティップネス3階
☎ 047-307-6231 担当 / 伊藤

治療院業界30年のメディックスがご案内する

失敗しない 訪問マッサージ開業、導入

訪問マッサージにも柔整と同じ「受領委任制度」が導入されました
受領委任に必要な手続きを代行した請求代行サービスは、メディックスだけ！

メディックス計算センターは、訪問マッサージ業の
煩雑な請求業務を先生に代わって行います。

- 1 保険者ごとに発送先の異なるレセプトもメディックスにお送りいただくだけ。
- 2 事前審査で返戻防止！
- 3 同意書等必要書類の付け忘れも事前チェック
- 4 返戻率が低いことで信用力アップ！



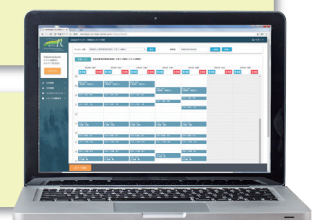
その他、訪問マッサージ業の経営に関する様々なご相談にもお応えしています。
今年1月1日から受領委任を取り扱うために必要な手続きを代行したのは、同様のサービスの中でメディックスのみでした！

訪問マッサージに特化したレセプト発行管理システム

いつでもどこでも利用可能。鍼灸院向けレセコン「レセPro(A)」とも完全連動！

訪問スケジュールを入力するだけで往診距離を自動計算。
同住所で複数人施術した場合も適切に計算！

領収書、請求書の発行や、保険証履歴、同意書の管理が簡単に！
ミスや返戻を防止します！



次々に出てくる訪問マッサージ開業、導入の不安やお悩みメディックスがすべてお答えします！

受講料
無料！

訪問マッサージ導入セミナー

メディックスではセミナーを開催しています。

訪問マッサージ市場が拡大する中、訪問マッサージ導入をより詳しくお伝えいたします。

2月開催 2月24日(日) 10:30～12:30 ※12:00-12:30 質疑応答

3月開催 3月24日(日) 10:30～12:30 ※12:00-12:30 質疑応答

4月開催 4月21日(日) 10:30～12:30 ※12:00-12:30 質疑応答

株式会社メディックス 本社ビル3階：東京都千代田区神田淡路町 1-1-1 KA111ビル 3F
(都営新宿線・小川町駅・東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」A5出口 徒歩1分)

お申込み・お問い合わせ



0120-654-678

営業時間 土日祝日除く
10:00～18:00

メディックスの訪問マッサージ療養費請求代行

	項目名	金額	お支払方法
初期費用	入会金	¥ 0	
	事務登録料	¥ 0	
	月会費	¥ 10,000 (税抜)	保険入金額より相殺 *計算書開示システムに記載
	アカウント料(施術管理者1名につき)	¥ 5,000 (税抜)	
	超高機能 ASP レセコンソフト	¥ 0 (無償貸与)	
	レセコンソフト 電話・メール等のサポート	¥ 0	

*印鑑代は別途承ります。

【月会費・アカウント料について】

月会費¥10,000(税抜)、アカウント料¥5,000(税抜)は毎月のお支払より相殺させていただきます。

事務代行手数料 3%(税抜)

手数料は毎月のお支払より相殺させていただきます。

訪問マッサージの開業、導入、請求代行に関するお悩みをお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

MDX **メディックス計算センター**



0120-654-678

営業時間 土日祝日除く
10:00～18:00



NPO 法人日本手技療法協会・整体師会 認定指導員募集

整体師養成講座の 指導員に なってください。



営業時間外の有効利用でビジネスチャンス！

ご提案
メリット
その1

店の空いた時間を有効活用 **講師として収入を得る**

店舗経営はそのまま継続し、時間外など空いた時間を利用して先生が長年培ってきた技術を講師として指導に活かし、店舗経営以外の収入として得るチャンスです。

ご提案
メリット
その2

学び舎として地域の信頼獲得 **他店との差別化を図る**

多くのお弟子さんに健康の輪を広げる「学び舎」として地域からの信頼を得られ他店との差別化を図るチャンスです。

さらに

収入を得ながらご自身の手で指導した優秀な受講生をスタッフとして採用されている指導員も多くいらっしゃいます。

ご提案
メリット
その3

教材は20年間以上研究した **実践的テキスト**

教材、カリキュラムが用意され、受講生の募集、講座の料金設定方法などのノウハウも提供。小規模な院でも小規模な養成講座からスタートしたい院でも容易に開講が可能です。

手技療法家を育てて下さい

収入を得ながらご自身の手で指導した受講生をスタッフとして採用できるチャンスと、空いた時間を利用して技術を講師として指導に活かし収入を得る2つの目的を同時に達成できる非常にリスクの低いビジネスとなっております。整体師の指導者となりお弟子さんを取り、手技療法家を志す多くの方のために、ぜひお力をお貸し下さい。

NPO 法人日本手技療法協会・整体師会は、バランス整体の普及を通じ、健康社会への貢献を目的としています。整体の技能や知識を日常生活に活かすためのプログラム、さらに、整体のプロフェッショナルとして開業を目指す方のための教育プログラムを研究・実践し、全国に数多くの優秀な卒業生を送り出しています。



詳しくはコチラ！

NPO 法人日本手技療法協会・整体師会

<http://www.e-shugi.jp/seitaishikai/>

神田事務所

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-1-1 KA111ビル

TEL:03-3255-0774

Japan Therapist Association

バックナンバーのご紹介

創刊号 売り切れ

● 柔整請求団体の現状と課題 ● 他店舗展開に成功そのノウハウと秘訣

第2号 売り切れ

● 不正請求の実態 ● 手技療法家のための賠償責任保険

第3号 売り切れ

● 不正請求の実態 ● 手技療法家のための賠償責任保険

第4号 売り切れ

● 整形外科医から見た柔整師 ● 不正請求の実態2

第5号

● 覆面座談会 行きたい・行きたくない治療院 ● 不正請求の実態3

第6号 売り切れ

● 不正請求の実態4 ● 柔道整復試験財団 ● 今から間に合う国試対策一柔整編

第7号 売り切れ

● 個人情報保護法—治療院での対応は ● 覆面座談会

第8号

● 不正請求の実態5 患者アンケート ● “増患請負人”のマル秘テクニックを公開

第9号

● 院内デザインの奥義 ● ホームページの活用とポータルサイト

第10号

● 節税対策と資産形成 生命保険の活用…前編 ● 続・院内デザインの実際

第11号

● 続・交通事故と接骨院—実録 ● 院内デザインの実際 Vol.3

第12号

● 開業資金節約 ● 不用品のリサイクルで経営改善 ● 院内デザインの実際 Vol.4

第13号

● 覆面座談会 ● “高齢者向け筋トレ”を中心とした介護予防のノウハウを学ぶ

第14号

● 新春覆面放談 国家資格はもういらない? ● SPマークとその効用

第15号

● 「初歩の会計教室」番外編 ● 第15回国試合格者

第16号

● ATのワザを日常の手技に取り入れる ● 請求団体を探る ● 自由診療に役立つ機器導入

第17号

● 請求団体を探る2 ● 体幹チューニングPart2 ● 民間資格の法的背景

第18号

● 新春スペシャルトーク ● 治療院業界専門の人材派遣の有効利用

第19号

● 食育と手技療法、後期高齢者医療制度とその裏側 ● 第16回合格者発表

第20号

● モンスターベイシエントの実態 ● 広告宣伝の効果と具体例〜折込チラシ編

第21号

● 超多忙の年末に備える! ● 手技療法業界の将来を読む

第22号 売り切れ

● 大阪気質に学べ! 不正請求キャンペーンなど跳ね返す ● 業界初? 入金開示の請求会社

第23号 売り切れ

● 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表

第24号

● 新型インフルエンザ対策などに見る院内感染予防法 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第25号 売り切れ

● 保健・衛生行政業務報告に見る接骨院の現状

第26号

● 食べる社会貢献と接骨院の取り組み

第27号

● 民主党政権が目指す手技療法業界とは? ● 第18回国試合格者発表

第28号

● 平成22年療養費改定とその背景 ● 手技療法家のためのコミュニケーション術

第29号

● 賢く医師とつきあう方法 ● この秋! 技術を深める!

第30号

● これからの柔整業界を占う! ● “自費治療家”に聞く

第31号

● 求められる医師との連携 ● TwitterやFaceBookは治療院PRに有効か?

第32号 売り切れ

● 間違いだらけの治療院の経営と運営 ● 治療院お役立ち企業

第33号

● 警察OBの対策に学ぶ ● 今からでも間に合う柔整国試対策のコツ

第34号 売り切れ

● 統合医療の未来 ● 新春メッセージ ● 社員教育コンサルタントが語る

第35号

● いまどき柔道整復業界 ● 患者の心をつかむ会話術

第36号

● どうなる療養費改定!? ● 正しい交通事故対応法

第37号 売り切れ

● 続・どうなる療養費改定!? ● 要注意! 手技による事故増加

第38号

● 手技療法家に聞きました ● 「シリーズ 喝!」柔整師かくあるべし!

バックナンバーの購入は各号、1冊1,000円(税別)+送料+手数料300円(会員は送料+手数料は無料)です。ご希望の方は下記までお申込み下さい。在庫数に限りがあるため、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。完売しています創刊号〜第4号、第6号、第7号、第22号、第25号、第32号、第34号、第37号につきましては会員限定で、モノクロ(1頁30円+送料別)またはPDFファイル(1冊500円+CD-R代+送料別)にてお分けいたします。

お問合せ先・〒101-8691日本郵便株式会社 神田郵便局郵便私書箱 第53号『ひーりんぐマガジン』編集部
TEL 03-5296-9061 FAX 03-5296-9056 http://www.e-shugij.jp/

第39号

● 柔整・あはき施術の療養費の一部改正 ● 第21回国家試験合格者発表

第40号

● ひーりんぐマガジン記事に見る手技療法の変遷 ● 手技療法業界10年史

第41号

● DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング

第42号

● 【増税直前特集】療養費扱い 治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第43号

● 第22回国家試験合格者発表 ● スタッフ採用のためのマル秘ポイント

第44号

● 院内外Designを考える ● 領収書の運用を検証する

第45号

● 院内外Designを考える ● 間違いだらけの治療院経営法

第46号

● 新春座談会「患者さんから見た治療院」 ● 年頭所感 厚生労働大臣 塩崎恭久氏

第47号

● 若手治療家大いに語る ● 船井流 新卒人材確保術 ● 第23回国家試験合格者発表

第48号

● 院の看板、どうしていますか? ● 集客の決め手となる技術を学ぶ!

第49号

● 接骨院開業のトレンド&要注意ポイント ● 患者満足度アップの電話対応法

第50号

● 柔道整復師の未来を占う ● ネーミング入門 ● 厚生労働大臣 新年挨拶

第51号

● 接骨院の経営と成功への鍵 ● 第24回国家資格合格者発表

第52号

● 歯科業界にみる ● 機能訓練指導員と柔道整復師介護

第53号

● その道のプロに聞く ● 繁盛店になるまで「奮戦記」

第54号

● 2017年は柔道整復業界の分水嶺 ● 厚生労働大臣 新年挨拶

第55号

● 第二十五回 国家試験合格発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用



第56号

● 必ず役に立つ! 治療院コミュニケーションの極意
● あなたの賠償責任保険に「強」とし「弱」はありますか? ● 気をつけよう! 請求団体を選ぶコツ Part 3



第57号

● 数字で見る接骨院の将来 ● 自費治療の新たなアプローチを考える ● 気をつけよう! 請求団体を選ぶコツ Part 4



第58号

● 『2018年は業界のターニングポイント』 ● 新春鼎談「今後どうなる? これからどうする? 柔整業界の未来を展望する」



第59号

● 『第26回 国家試験合格者発表』 ● 国家資格者を取り巻く環境と将来を考える ● 初歩の接骨院経営術! 「接骨院経営セミナー」



第60号

● 「どうなる広告規制 始まった検討会」 ● 「繁盛治療院・人気のヒミツ」 ● 療養費改定とその余波・柔道整復師編



第61号

● 詳報! あはき受領委任制度 ● 「口コミで繁盛店になる」必勝集客ノウハウ ● 新・接骨院経営術「外傷治療を土台に据える」

好評発売中

NPO法人日本手技療法協会 院内掲示用会員証

貴院の名前が入った世界に一つの会員証です。院内に豪華さと信頼を与えます。

額縁入り会員証

表面はアクリル製で、裏からレーザーで文字を直接彫刻しています。外枠は木製。壁掛けですが置くこともできます。

販売価格30,000円(税別)
荷造り送料:全国一律1,000円(税別)
W200mm×H260mm×D15mm 300g
※写真の文字ははめ込み合成です



オーナメント会員証

本体はアクリル製、額縁入り会員証と同様、レーザー文字彫刻です。台はポリストーン製。アクリル製なので落としても割れません。

販売価格50,000円(税別)
荷造り送料:全国一律1,000円(税別)
W150mm×H205mm×D60mm 600g



額縁入り会員証、オーナメント会員証のセット同時購入は、**特別価格70,000円**(税別、荷造り送料無料)でご提供。

※一点ずつ製作しますのでお申込後、納品されるまで約3週間かかります。製作開始後のキャンセルおよび院名変更はできません。院名が長い場合文字は小さくなります。商品は工場から直送します。本協会の会員以外の方は購入できません。

納品までの流れ

お申込

彫刻院名確認

ご送金

製作

納品

●お申込・お問合せ

NPO法人日本手技療法協会 TEL 03-5296-9055 E-mail info@e-shugi.jp

潜在意識を

整えると、

体の痛み、

心のつらさが

瞬時によくなる!

長年の痛みが一瞬で消えていく。

魔法使いのような
すごい技法!

読者アンケート&プレゼント

同封のアンケートにお答えいただいた方の中から抽選で5名様に
「潜在意識を整えると、体の痛み、心のつらさが瞬時によくなる!」をプレゼント!
ぜひご応募ください!

長年の痛みが一瞬で消えていく 魔法使いのようなすごい技法!

魂のワーク(ソウルワーク)が時に「魔法」のように効いてしまうのは、他の治療法にはない優れた特長があるから。その特長とは、ストレスなど心の問題を効果的に解消できるということ。ストレスやさらにその先のトラウマ(深い心の傷)を根本から解消できる治療法は、これまで存在しなかったのですが魂のワークは違います。わずかに数分、場合によっては一瞬で、体の痛みだけでなく心の苦しみもゼロにできます。接骨院などでの症例報告も多数掲載。

編著者 魂のワーク協会
発行所 現代書林
定価 1300円(税別)

ひーりんぐ
マガジン
Healing Magazine

1.25 issue
2019 JAN
No.62
http://www.e-shugi.jp/

発行
NPO法人日本手技療法協会

発行人/編集人
佐藤 吉隆

Art Director
北村 力(PLANFORT)

Account Director
小林 雅裕

Printed in Japan
印刷/製本
株式会社セイヨー

ひーりんぐマガジン編集部
東京都千代田区神田淡路町1-1-1
KA111ビル

学生から若手治療家の方必見

現場力を育てよう

現場で役立つ! 周りに差をつける!

若手治療家の育成アカデミー

2019年
4月 始動

TTCアカデミー2019

2019年4月よりTTCは若手育成目的として現場力を育てる各種手技療法などのアカデミーを年間通して学校などで実施していきます。

2018年アカデミー ラインナップ

- 1 『アクチを使用した調整法』
■講師:佐々木 伸幸氏 全2回
- 2 『内臓反射調整法 ～内臓機能低下からの痛み～』
■講師:佐々木 伸幸氏 全2回
- 3 『美容鍼灸(実践編) ～北川式美容鍼灸～』
■講師:藤本 雄大氏 全4回
- 4 『筋エネルギーテクニック ～機能訓練・ストレッチ～』
■講師:佐々木 伸幸氏 全2回
- 5 『外傷固定&外傷処置(実践編)
～部位ごとのギブスシーネ固定と外傷処置～』
■講師:松村 寿也氏 全2回
- 6 『関節マニピュレーションテクニック』
■講師:大場 紀和氏 / 清水 健二氏 全3回
- 7 『殿筋・体幹バランスセミナー
～殿筋から身体全体へアプローチ～』
■講師:中屋 悠基氏 / 藤本 幸久氏 全4回
- 8 『トリガーポイント治療法
～腰痛、膝の痛みに対してのトリガーポイントのアプローチ～』
■講師:沖 貴人氏 / 相良 学氏 全3回
- 9 『下肢スポーツ障害の基礎知識とアライメント評価
～最短復帰への導き方と再発リスク軽減のアプローチ法について～』 ■講師:柴崎 隆史氏 全4回

2019年アカデミー詳細は
後日HPにて公開!



ご興味ある学校などの教育機関やアカデミー講師
を希望する方は、お気軽にお問い合わせください。

☎03-5927-9625
✉info@ttc-j.info

あなたの施術を保障します

会員保障制度（賠償責任保険適応）

店舗か出張か、保険診療か自費診療かを問わず、万が一施術に起因して賠償責任が生じた場合は会員保障制度（賠償責任保険適応）により保障金をお支払します。

クレーム対応相談

クレーム初期から電話で相談できるので安心です。
相談先を確保するだけでも「どうすればいいかわからない」がなくなります。

利用者は全国に20,000人！

蓄積されたノウハウを元に様々な事例に対応が可能です。

- 事例1) 鍼治療が原因の気胸になり入院していると患者様のご家族から連絡を受けた。
- 事例2) お灸が原因で熱傷を負わせてしまった。
- 事例3) 腰部の施術後、ベッドから起き上がれなくなり救急車で病院に搬送した。
- 事例4) 施術中に胸部から異音がし、検査の結果、肋骨骨折が判明した。
- 事例5) 柔整師の誤診による不適切な処置により手術が必要になった。
- 事例6) 言いがかり的なクレームで4,000万円を請求され裁判になった。
- 事例7) 治療院の看板が倒れ、駐車していた自動車にキズをつけてしまった。など

会員種別等のご案内

手技療法家（国家資格者）対象

会員種別	年会費	対人保障限度額	免責額
正会員 A	13,000円	1億円（1事故）	1万円（1事故）
準会員	11,000円	2千万円（1事故）	1万円（1事故）

民間手技施術家（整体師・学生等）対象

会員種別	年会費	対人保障限度額	免責額
正会員 B	18,000円	1億円（1事故）	3万円（1事故）

※上記会費は会員1人あたりの金額です。

※本会が認定する国家資格は柔道整復師・鍼師・きゆう師・按摩マッサージ指圧師の4資格となります。

※入会金および保険料は無料です。会費以外の経費は掛かりません。

資料請求・ご質問等はお気軽にお問い合わせください！

TEL:03-5289-8171 受付時間：平日10:00～18:00

TEL:03-6281-8188 2019年2月25日から



Japan Healing Association

一般社団法人 日本治療協会

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-1
TEL:03-5289-8171 URL: <http://www.jha-shugi.jp/>

移転に伴い2019年2月25日(月)より住所が変更となります。

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 4-4-11
日本橋SSビル 2階 TEL:03-6281-8188